

○国土交通省令第四十三号

建設業法施行令の一部を改正する政令（令和四年政令第三百五十三号）の施行に伴い、並びに建設業法（昭和二十四年法律第百号）第五条、第十一条第一項及び第十四条（これらの規定を同法第十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の八第一項及び第二項、第二十六条の十七（同法第二十七条の三十二において準用する場合を含む。）、第二十七条の十、第二十七条の十八第二項、第二十七条の二十二、第二十七条の三十六、第四十条の三、第四十四条の二並びに第四十四条の三並びに建設業法施行令（昭和三十二年政令第二百七十三号）第三十四条第五項、第三十五条及び第四十条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、施工技術検定規則及び建設業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年五月十二日

国土交通大臣 斉藤 鉄夫

施工技術検定規則及び建設業法施行規則の一部を改正する省令

（施工技術検定規則の一部改正）

第一条 施工技術検定規則（昭和三十五年建設省令第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に

対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(検定の公表)</p> <p>第三条 技術検定の実施期日、実施場所その他の技術検定の実施に関し必要な事項は、国土交通大臣があらかじめインターネットの利用その他適切な方法により公表する。</p> <p>(第一次検定の受検申請)</p> <p>第四条 第一次検定(指定試験機関が第一次検定を受けようとする者からの技術検定受検申請書の受理に関する事務を行うものを除く。)を受けようとする者は、様式第一号による技術検定受検申請書に、令第三十六條第一項第一号又は第二号に該当する者にあつては第一号、第二号、第五号及び第六号に掲げる書類を、同項第三号に該当する者にあつては第三号、第五号及び第六号に掲げる書類を、同項第四号に該当する者にあつては第四号から第六号までに掲げる書類を、同条第二項に該当する者にあつては第五号及び第六号に掲げる書類をそれぞれ添付して、これを国土交通大臣に提出しなければならない。</p> <p>一六 (略)</p> <p>21 指定試験機関が技術検定受検申請書の受理に関する事務を行う第一次検定を受けようとする者は、当該指定試験機関が定めるところにより、技術検定受検申請書を当該指定試験機関に提出しなければならない。</p> <p>31 国土交通大臣(第一次検定を受けようとする者からの技術検定受検申請書の受理に関する事務を行う者が指定試験機関であるときは、指定試験機関)は、第一次検定を受けようとする者に係る機構保存本人確認情報(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の九に規定する機構保存本人確認情報をいう。次条第三項及び第十條第三項において同じ。)のうち住民票コード(同法第七条第十三号に</p>	<p>(検定の公表)</p> <p>第三条 技術検定の実施期日、実施場所その他の技術検定の実施に関し必要な事項は、国土交通大臣があらかじめ官報で公告する。</p> <p>(第一次検定の受検申請)</p> <p>第四条 第一次検定を受けようとする者は、様式第一号による技術検定受検申請書に、令第三十六條第一項第一号又は第二号に該当する者にあつては第一号、第二号、第五号及び第六号に掲げる書類を、同項第三号に該当する者にあつては第三号、第五号及び第六号に掲げる書類を、同項第四号に該当する者にあつては第四号から第六号までに掲げる書類を、同条第二項に該当する者にあつては第五号及び第六号に掲げる書類をそれぞれ添付して、これを国土交通大臣(第一次検定を受けようとする者からの技術検定受検申請書の受理に関する事務を行う者が指定試験機関であるときは、指定試験機関。次項において同じ。)に提出しなければならない。</p> <p>一六 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>21 国土交通大臣は、第一次検定を受けようとする者に係る機構保存本人確認情報(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の九に規定する機構保存本人確認情報をいう。第十條第三項において同じ。)のうち住民票コード(同法第七条第十三号に規定する住民票コードをいう。第十條第三項において同じ。)以外のものについて、同法第三十条の九の規定によるその提供を受けることができないと</p>
<p>規定する住民票コードをいう。次条第三項及び第十條第三項において同じ。)以外のものについて、同法第三十条の九の規定によるその提供を受けることができないときは、その者に対し、住民票の抄本又はそれに代わる書面を提出させることができる。</p> <p>(第二次検定の受検申請)</p> <p>第四条の二 第二次検定(指定試験機関が第二次検定を受けようとする者からの技術検定受検申請書の受理に関する事務を行うものを除く。)を受けようとする者は、様式第一号による技術検定受検申請書に、令第三十七條第一項第一号に該当する者にあつては第一号、第五号及び第六号に掲げる書類(受検しようとする第二次検定と種目を同じとする一級の第一次検定を令第三十六條第一項第三号に該当する者として受検した者(同項第一号、第二号又は第四号に該当する者を除く。))にあつては、第一号、第二号、第五号及び第六号に掲げる書類を、令第三十七條第一項第二号又は第二項第一号若しくは第二号若しくは第三号若しくは第四号に掲げる書類を、同項第一号イ若しくはロ又は第二号イ)に該当する者にあつては第一号、第二号及び第四号から第六号までに掲げる書類を、同項第一号イ③若しくはロ又は第二号イ③に該当する者にあつては第一号、第二号、第五号及び第六号に掲げる書類をそれぞれ添付して、これを国土交通大臣に提出しなければならない。</p> <p>一六 (略)</p> <p>21 指定試験機関が技術検定受検申請書の受理に関する事務を行う第二次検定を受けようとする者は、当該指定試験機関が定めるところにより、技術検定受検申請書を当該指定試験機関に提出しなければならない。</p> <p>31 国土交通大臣(第二次検定を受けようとする者からの技術検定受検申請書の受理に関する事務を行う者が指定試験機関であるときは、指定試験機関)は、第二次検定を受けようとする者に係る機構保存本人</p>	<p>きは、その者に対し、住民票の抄本又はそれに代わる書面を提出させることができる。</p> <p>(第二次検定の受検申請)</p> <p>第四条の二 第二次検定を受けようとする者は、様式第一号による技術検定受検申請書に、令第三十七條第一項第一号に該当する者にあつては第一号、第五号及び第六号に掲げる書類(受検しようとする第二次検定と種目を同じとする一級の第一次検定を令第三十六條第一項第三号に該当する者として受検した者(同項第一号、第二号又は第四号に該当する者を除く。))にあつては、第一号、第二号、第五号及び第六号に掲げる書類を、令第三十七條第一項第二号又は第二項第一号若しくは第二号若しくは第三号若しくは第四号に掲げる書類を、同項第一号イ若しくはロ又は第二号イ)に該当する者にあつては第一号、第二号及び第四号から第六号までに掲げる書類を、同項第一号イ③若しくはロ又は第二号イ③に該当する者にあつては第一号、第二号、第五号及び第六号に掲げる書類をそれぞれ添付して、これを国土交通大臣(第二次検定を受けようとする者からの技術検定受検申請書の受理に関する事務を行う者が指定試験機関であるときは、指定試験機関。次項において同じ。)に提出しなければならない。</p> <p>一六 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>21 国土交通大臣は、第二次検定を受けようとする者に係る機構保存本人確認情報のうち住民票コード以外のものについて、同法第三十条の九の規定によるその提供を受けることができないときは、その者対</p>

確認情報のうち住民票コード以外のものについて、住民基本台帳法第三十条の九の規定によるその提供を受けることができないときは、その者に対し、住民票の抄本又はそれに代わる書面を提出させることができる。

(検定の免除の申請)

第五条 令第三十九条の規定により第一次検定又は第二次検定(いずれも指定試験機関が第一次検定又は第二次検定を受けようとする者からの技術検定受検申請書の受理に関する事務を行うものを除く。以下「申請」の項において同じ。)の全部の免除を受けようとする者は様式第三号による技術検定全部免除申請書に、同条の規定により第一次検定又は第二次検定の一部の免除を受けようとする者は様式第四号による技術検定一部免除申請書に、それぞれ当該免除を受ける資格を有することを証明する書類を添付して、これを技術検定受検申請書とともに国土交通大臣に提出しなければならない。

2) 令第三十九条の規定により指定試験機関が技術検定受検申請書の受理に関する事務を行う第一次検定又は第二次検定の全部又は一部の免除を受けようとする者は、当該指定試験機関が定めるところにより、それぞれ技術検定全部免除申請書又は技術検定一部免除申請書を技術検定受検申請書とともに当該指定試験機関に提出しなければならない。

(受検票の交付)

第六条 国土交通大臣は、第四条第一項又は第四条の二第二項の規定による申請があつたときは、技術検定受検申請書及びその添付書類(前条第一項の規定による申請があつたときは、技術検定全部免除申請書又は技術検定一部免除申請書を合む。)を審査し、受検資格(同条第二項の規定による申請があつたときは、検定の免除を受ける資格を合む。)があると認められた者に様式第五号による受検票を交付するものとする。ただし、前条第一項の規定による申請により、第一次検定又は

し、住民票の抄本又はそれに代わる書面を提出させることができる。

(検定の免除の申請)

第五条 令第三十九条の規定により第一次検定又は第二次検定の全部の免除を受けようとする者は様式第三号による技術検定全部免除申請書に、同条の規定により第一次検定又は第二次検定の一部の免除を受けようとする者は様式第四号による技術検定一部免除申請書に、それぞれ当該免除を受ける資格を有することを証明する書類を添付して、これを技術検定受検申請書とともに国土交通大臣(第一次検定又は第二次検定の全部又は一部を受けようとする者からの技術検定全部免除申請書又は技術検定一部免除申請書の受理に関する事務を行う者は指定試験機関であるときは、指定試験機関)に提出しなければならない。

(新設)

(受検票の交付)

第六条 国土交通大臣(受検票の交付に関する事務を行う者が指定試験機関であるときは、指定試験機関)は、技術検定受検申請書及びその添付書類(令第三十九条に規定する検定の免除の申請があつた場合においては、これらの書類並びに技術検定全部免除申請書又は技術検定一部免除申請書及びその添付書類)を審査し、受検資格(令第三十九条に規定する検定の免除の申請があつた場合においては、受検資格及び検定の免除を受ける資格)があると認められた者に様式第五号による受

第二次検定の全部の免除を受けて技術検定を受けようとする者については、受検票を交付することを要しない。

2) 指定試験機関は、第四条第二項又は第四条の二第二項の規定による申請があつたときは、当該指定試験機関が定めるところにより、受検資格(前条第二項の規定による申請があつたときは、申請に係る検定の免除を受ける資格を合む。)があると認められた者に受検票を交付するものとする。

(検定の合格の通知)

第七条 国土交通大臣(第一次検定又は第二次検定の合格の通知に関する事務を行う者が指定試験機関であるときは、指定試験機関)は、第一次検定又は第二次検定に合格した者に、その旨を通知するものとする。

(合格者の公表)

第八条 技術検定に合格した者は、国土交通大臣(合格者の公表に関する事務を行う者が指定試験機関であるときは、指定試験機関)がインターネットの利用その他適切な方法により公表する。

検票を交付するものとする。ただし、令第三十九条の規定により第一次検定又は第二次検定の全部の免除を受けて技術検定を受けようとする者については、受検票を交付することを要しない。

(新設)

(検定の合格の通知)

第七条 国土交通大臣又は指定試験機関は、第一次検定又は第二次検定に合格した者に、書面での旨を通知するものとする。

(合格者の公告)

第八条 技術検定に合格した者は、国土交通大臣(合格者の公告に関する事務を行う者が指定試験機関であるときは、指定試験機関)が官報で公告する。







改正後	
(技術検定の検定種別)	
第1条 建設業法施行令(以下「令」という。)第三十四条第五項の建設機械施工管理に係る二級の技術検定の検定種別は、次のとおりとする。	
一 第一種	ブルドーザー、トラクター、ショベル、モーター・スクレーパーその他これらに類する建設機械による施工
二 第二種	ペアリ・ショベル、バックホウ、ドラグライン、クランネルその他これらに類する建設機械による施工
三 第三種	モーター・グレーダーによる施工
四 第四種	ロード・ローラー、タイヤ・ローラー、振動ローラーその他これらに類する建設機械による施工
五 第五種	アスファルト・プラント、アスファルト・テストリヒーター、アスファルト・フィニッシャー、コンクリート・スプレッター、コンクリート・フィニッシャー、コンクリート表面仕上機その他これらに類する建設機械による施工
六 第六種	くい打機、くい抜機、大口径掘削機その他これらに類する建設機械による施工
2	令第三十四条第五項の土木施工管理に係る二級の技術検定の検定種別は、土木、鋼構造物塗装及び薬液注入とする。
3	令第三十四条第五項の建築施工管理に係る二級の第二次検定の検定種別は、建築躯体及び仕上げとする。
(技術検定の科目及び基準)	
第1条 一級の第一次検定及び第二次検定の科目及び基準は、検定種目ごとに別表第一に定めるとおりとし、二級の第一次検定及び第二次検定の科目及び基準は、検定種目ごとに別表第二に定めるとおりとする。	

前条の規定による改正後	
(新設)	
第1条 一級の第一次検定及び第二次検定の科目及び基準は別表第一に、二級の第一次検定及び第二次検定の科目及び基準は別表第二に定めるとおりとする。	
(試験の科目及び基準)	
第1条 一級の第一次検定及び第二次検定の科目及び基準は別表第一に、二級の第一次検定及び第二次検定の科目及び基準は別表第二に定めるとおりとする。	

2	建設機械施工管理及び土木施工管理に係る二級の第一次検定及び第二次検定の科目は、別表第二に定める科目のうち別表第三において検定種目及び検定種別ごとに定めるものとし、建築施工管理に係る二級の第二次検定の科目は、別表第二に定める科目のうち別表第四において検定種別ごとに定めるものとする。
(前)	

2	建設業法施行令(以下「令」という。)第三十四条第三項の規定により国土交通大臣が種別を定めた場合における第一次検定及び第二次検定の科目は、別表第二に定める科目のうちから国土交通大臣が種別ごとに指定するものとする。
(令第三十六条の学科)	
第1条 令第三十六条第一項第一号及び第二号並びに令第三十七条第二項第一号イ(1)及び(2)並びに第二号イ(1)の国土交通省令で定める学科は、次の表の上欄に掲げる検定種目に応じて、同表の下欄に掲げる学科とする。	
検定種目	学 科
建設機械施工管理	土木工学(農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は普通に関する学科を含まず。以下同じ。)、都市工学、衛生工学、交通工学、電気工学、電気通信工学、機械工学又は建築学に関する学科
土木施工管理	土木工学、都市工学、衛生工学、交通工学又は建築学に関する学科
建築施工管理	建築学、土木工学、都市工学、衛生工学、電気工学、電気通信工学又は機械工学に関する学科
電気工事施工管理	電気工学、電気通信工学、土木工学、都市工学、機械工学又は建築学に関する学科

(第一次検定の受検資格)

第四条 一級の第一次検定を受けることができる者は、当該第一次検定が行われる日の属する年度の末日における年齢が十九歳以上の者とする。

2 一級の第一次検定を受けることができる者は、当該第一次検定が行われる日の属する年度の末日における年齢が十七歳以上の者とする。

(第二次検定の受検資格)

第五条 一級の第二次検定を受けることができる者は、次のとおりとする。

- 一 受検しようとする第二次検定と検定種目を同じくする一級の第一次検定に合格した後同検定種目に関し五年以上実務の経験を有する者
- 二 受検しようとする第二次検定と検定種目を同じくする一級の第一次検定に合格した後同検定種目に関し国土交通大臣の定める実務の経験(第五号において「特定実務経験」といふ。)一年以上を含む三年以上実務の経験を有する者
- 三 受検しようとする第二次検定と検定種目を同じくする一級の第一次検定に合格した後同検定種目に関し特別監理技術者(建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)第二十六条第四項

管工事施工管理	土木工学、都市工学、衛生工学、電気工学、電気通信工学、機械工学又は建築学に関する学科
電気通信工事施工管理	電気通信工学、電気工学、土木工学、都市工学、機械工学又は建築学に関する学科
造園施工管理	土木工学、園芸学、林学、都市工学、交通工学又は建築学に関する学科

(新設)

(新設)

に規定する特別監理技術者(以下「特監」という。)の行うべき職務を補佐する者として一年以上実務の経験を有する者

四 受検しようとする第二次検定と検定種目を同じくする二級の第二次検定に合格した後同検定種目について一級の第一次検定に合格した者であつて、当該二級の第二次検定に合格した後同検定種目に関し五年以上実務の経験を有する者

五 受検しようとする第二次検定と検定種目を同じくする二級の第二次検定に合格した後同検定種目について一級の第一次検定に合格した者であつて、当該二級の第二次検定に合格した後同検定種目に関し特定実務経験一年以上を含む三年以上実務の経験を有する者

六 国土交通大臣が前各号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有するものと認定した者

2 二級の第二次検定を受けることができる者は、次の各号に掲げる検定種目の区分に依り、当該各号に定める者とする。

- 一 建設機械施工管理 次のいずれかに該当する者
  - イ 受検しようとする第二次検定と検定種別を同じくする二級の第一次検定に合格した後同検定種別に關し一年以上実務の経験を有する者
  - ロ 建設機械施工管理に係る一級の第一次検定に合格した後受検しようとする第二次検定の検定種別に關し一年以上実務の経験を有する者
  - ハ 国土交通大臣がイ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有するものと認定した者
- 二 土木施工管理 次のいずれかに該当する者
  - イ 受検しようとする第二次検定と検定種別を同じくする二級の第一次検定に合格した後同検定種別に關し三年以上実務の経験を有する者
  - ロ 土木施工管理に係る一級の第一次検定に合格した後受検しようとする第二次検定の検定種別に關し一年以上実務の経験を有する者



- ハ 国土交通大臣がイ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有するものと認定した者
- 三 建築施工管理 次のいずれかに該当する者
  - イ 建築施工管理に係る二級の第一次検定に合格した後受検しようとする検定種別に関し三年以上実務の経験を有する者
  - ロ 建築施工管理に係る一級の第一次検定に合格した後受検しようとする検定種別に関し一年以上実務の経験を有する者
  - ハ 国土交通大臣がイ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有するものと認定した者
- 四 電気工事施工管理、管工事施工管理、電気通信工事施工管理又は造園施工管理 次のいずれかに該当する者
  - イ 受検しようとする第二次検定と検定種目を同じくする二級の第一次検定に合格した後同検定種目に関し三年以上実務の経験を有する者
  - ロ 受検しようとする第二次検定と検定種目を同じくする一級の第一次検定に合格した後同検定種目に関し一年以上実務の経験を有する者
  - ハ 国土交通大臣がイ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有するものと認定した者

(受検合格)

第六条 国土交通大臣が、検定種目（建設機械施工管理及び土木施工管理に係る二級の第一次検定及び第二次検定並びに建築施工管理に係る二級の第二次検定にあつては、検定種別。以下この条において同じ。）に、当該検定種目に係る建設工事に従事するのに随事となることを認め、指定する精神上又は身体上の欠陥を有する者は、前二条の規定にかかわらず、当該検定種目に係る技術検定を受けることができない。

(第一次検定の受検申請)

(新設)

(第一次検定の受検申請)

第七条 第一次検定（指定試験機関が第一次検定を受けようとする者からの技術検定受検申請書の受理に関する事務を行うものを除く。）を受けようとする者は、様式第一号による技術検定受検申請書に、次に掲げる書類を添付して、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 (略)
- 二 (略)
- 三 (略)
- 四 (略)

一 国土交通大臣が前条の規定によつて指定する精神上及び身体上の欠陥がないことを証するに足る書類

二 (略)

三 国土交通大臣（第一次検定を受けようとする者からの技術検定受検申請書の受理に関する事務を行う者が指定試験機関であるときは、指定試験機関）は、第一次検定を受けようとする者に係る機構保存本人確認情報（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九に規定する機構保存本人確認情報をいふ。次条第三項及び第五項第三項において同じ。）のうち住民票コード（同法第七条第十三号

第八条 第一次検定（指定試験機関が第一次検定を受けようとする者からの技術検定受検申請書の受理に関する事務を行うものを除く。）を受けようとする者は、様式第一号による技術検定受検申請書に、令第三十六条第一項第一号又は第二号に該当する者にあつては第一号、第二号、第五号及び第六号に掲げる書類を、同項第三号に該当する者にあつては第三号、第五号及び第六号に掲げる書類を、同項第四号に該当する者にあつては第四号から第六号までに掲げる書類を、同条第二項に該当する者にあつては第五号及び第六号に掲げる書類をそれぞれ添付して、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 令第三十六条第一項第一号又は第二号に規定する学校を卒業したこと及びこれらの規定に規定する学科を修めたことを証する証明書（その証明書を偽造することができない正当な理由があるときは、これに代わる適当な書類）
- 二 実務経験を証する様式第二号による使用者の証明書（その証明書を偽造することができない正当な理由があるときは、これに代わる適当な書類）
- 三 受検しようとする種目について二級の第二次検定に合格したことを証する書類
- 四 国土交通大臣が令第三十六条第一項第四号の規定による認定をするために必要な資料とならざる書類
- 五 国土交通大臣が令第三十八条の規定によつて指定する精神上及び身体上の欠陥がないことを証するに足る書類
- 六 (略)

九 国土交通大臣（第一次検定を受けようとする者からの技術検定受検申請書の受理に関する事務を行う者が指定試験機関であるときは、指定試験機関）は、第一次検定を受けようとする者に係る機構保存本人確認情報（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九に規定する機構保存本人確認情報をいふ。次条第三項及び第五項第三項において同じ。）のうち住民票コード（同法第七条第十三号に

に規定する住民票コードをいう。次条第三項及び第十五条第三項において同じ。)以外のものについて、同法第三十条の九の規定によるその提供を受けることができないときは、その者に対し、住民票の抄本又はそれに代わる書面を提出させることができる。

(第二次検査の受検申請)

第八条 第二次検査(指定試験機関が第二次検査を受けようとする者からの技術検査受検申請書の受理に関する事務を行うものを除く。)を受けようとする者は、様式第一号による技術検査受検申請書に、第五十一条第一号、第二号若しくは第三号又は第二項第一号ロ、第二号ロ、第三号ロ若しくは第四号ロに該当する者にあつては第一号、第四号、第六号及び第七号に掲げる書類を、第五十一条第一号四号又は第五号に該当する者にあつては第一号、第三号、第四号、第六号及び第七号に掲げる書類を、第五十一条第一号ハ、第二号イ、第三号イ又は第四号イに該当する者にあつては第二号、第四号、第六号及び第七号に掲げる書類をそれぞれ添付して、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 受検しようとする第二次検査と検査種目を同じとする一級の第一次検査に合格したことを証する書面
- 二 受検しようとする第二次検査と検査種目(建設機械施工管理及び土木施工管理にあつては、検査種別)を同じとする二級の第一次検査に合格したことを証する書面
- 三 受検しようとする第二次検査と検査種目を同じとする二級の第二次検査に合格したことを証する書面
- 四 (略)
- 五 国土交通大臣が第五十一条第一号ロ又は第二項第一号ハ、第二号イ

規定する住民票コードをいう。次条第三項及び第十四条第三項において同じ。)以外のものについて、同法第三十条の九の規定によるその提供を受けることができないときは、その者に対し、住民票の抄本又はそれに代わる書面を提出させることができる。

(第二次検査の受検申請)

第四条の二 第二次検査(指定試験機関が第二次検査を受けようとする者からの技術検査受検申請書の受理に関する事務を行うものを除く。)を受けようとする者は、様式第一号による技術検査受検申請書に、令第三十七条第一号に該当する者にあつては第一号、第五号及び第六号に掲げる書類(受検しようとする第二次検査と種目を同じとする一級の第一次検査と令第三十六条第一号第三号に該当する者として受検した者(同項第一号、第二号又は第四号に該当する者を除く。))にあつては、第一号、第二号、第五号及び第六号に掲げる書類を、令第三十七条第一号ロ又は第二号第一号ロ若しくは第二号ロに該当する者にあつては第三号、第五号及び第六号に掲げる書類を、同項第一号イ若しくはロ又は第二号イロに該当する者にあつては第一号、第二号及び第四号から第六号までに掲げる書類を、同項第一号イ若しくはロ又は第二号イロに該当する者にあつては第一号、第二号、第五号及び第六号に掲げる書類をそれぞれ添付して、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 受検しようとする第二次検査と級及び種目を同じとする第一次検査に合格したことを証する書面
- (新設)
- (新設)
- 二 (略)
- 三 国土交通大臣が令第三十七条第一号ロ又は第二項第一号ロ若

六、第三号ロ若しくは第四号ロの規定による認定をするために必要な資料となるべき書類

(前号)

六 国土交通大臣が第六条の規定によつて指定する精神上及び身体上の欠陥がないことを証するに足りる書面

二・三 (略)

(検査の免除の申請)

第九条 令第三十六条の規定により第一次検査又は第二次検査(いずれも指定試験機関が第一次検査又は第二次検査を受けようとする者からの技術検査受検申請書の受理に関する事務を行うものを除く。以下この項において同じ。)の全部の免除を受けようとする者は様式第三号による技術検査全部免除申請書に、同条の規定により第一次検査又は第二次検査の一部の免除を受けようとする者は様式第四号による技術検査一部免除申請書に、それぞれ当該免除を受ける資格を有することを証明する書類を添付して、これを技術検査受検申請書とともに国土交通大臣に提出しなければならない。

2 令第三十六条の規定により指定試験機関が技術検査受検申請書の受理に関する事務を行う第一次検査又は第二次検査の全部又は一部の免除を受けようとする者は、当該指定試験機関が定めることにより、それぞれ技術検査全部免除申請書又は技術検査一部免除申請書を技術検査受検申請書とともに当該指定試験機関に提出しなければならない。

(受検票の交付)

第十条 国土交通大臣は、第七号第一項又は第八号第一項の規定による

しくは第三号ロの規定による認定をするために必要な資料となるべき書類

(前号)

五 国土交通大臣が令第三十八条の規定によつて指定する精神上及び身体上の欠陥がないことを証するに足りる書面

二・三 (略)

(検査の免除の申請)

第五条 令第三十九条の規定により第一次検査又は第二次検査(いずれも指定試験機関が第一次検査又は第二次検査を受けようとする者からの技術検査受検申請書の受理に関する事務を行うものを除く。以下この項において同じ。)の全部の免除を受けようとする者は様式第三号による技術検査全部免除申請書に、同条の規定により第一次検査又は第二次検査の一部の免除を受けようとする者は様式第四号による技術検査一部免除申請書に、それぞれ当該免除を受ける資格を有することを証明する書類を添付して、これを技術検査受検申請書とともに国土交通大臣に提出しなければならない。

2 令第三十九条の規定により指定試験機関が技術検査受検申請書の受理に関する事務を行う第一次検査又は第二次検査の全部又は一部の免除を受けようとする者は、当該指定試験機関が定めることにより、それぞれ技術検査全部免除申請書又は技術検査一部免除申請書を技術検査受検申請書とともに当該指定試験機関に提出しなければならない。

(受検票の交付)

第十一条 国土交通大臣は、第四号第一項又は第四号の二第一項の規定に

申請があつたときは、技術検定受検申請書及びその添付書類（前条第一項の規定による申請があつたときは、技術検定全部免除申請書又は技術検定一部免除申請書を含む。）を審査し、受検資格（前条第一項の規定による申請があつたときは、検定の免除を受ける資格を含む。）があると認められた者に様式第五号による受検票を交付するものとする。ただし、前条第一項の規定による申請により、第一次検定又は第二次検定の全部の免除を受けて技術検定を受けようとする者については、受検票を交付することを要しない。

2 指定試験機関は、第七条第二項又は第八条第二項の規定による申請があつたときは、当該指定試験機関が定めるところにより、受検資格（前条第二項の規定による申請があつたときは、申請に係る検定の免除を受ける資格を含む。）があると認められた者に受検票を交付するものとする。

第十一條・第十二條 (略)

(合格証明書の交付)

第十三條 法第二十七條第五項の規定により合格証明書の交付を受けようとする者は、様式第五号の二による合格証明書交付申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

第十四條 (略)

(合格証明書の書換え申請)

第十五條 合格証明書の交付を受けた者は、氏名を変更したときは、合格証明書の書換えを申請することができる。

2 前項の申請をしようとする者は、様式第七号による技術検定合格証明書書換申請書に合格証明書を添付して、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

3 (略)

第十六條 (略)

(権限の委任)

第十七條 この省令に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるものは、第十三條に規定する合格証明書の交付を受けようとする者、第十五條第二項に規定する申請をしようとする者又は前条に規定する合格証明書の再交付を申請しようとする者の住所地を管轄する地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。

- 一 第十三條の規定による合格証明書の交付の申請を受理すること。
- 二 第十五條第二項の規定による合格証明書の書換えの申請を受理すること。
- 三 前条の規定による合格証明書の再交付の申請を受理すること。

別表第一 (第一條関係)

検定種目	検定区分	検定科目	検定基準
(略)	(略)	(略)	(略)

別表第二 (第二條関係)

検定種目	検定区分	検定科目	検定基準
(略)	(略)	(略)	(略)

による申請があつたときは、技術検定受検申請書及びその添付書類（前条第一項の規定による申請があつたときは、技術検定全部免除申請書又は技術検定一部免除申請書を含む。）を審査し、受検資格（前条第一項の規定による申請があつたときは、検定の免除を受ける資格を含む。）があると認められた者に様式第五号による受検票を交付するものとする。ただし、前条第一項の規定による申請により、第一次検定又は第二次検定の全部の免除を受けて技術検定を受けようとする者については、受検票を交付することを要しない。

2 指定試験機関は、第四条第二項又は第四条の二第二項の規定による申請があつたときは、当該指定試験機関が定めるところにより、受検資格（前条第二項の規定による申請があつたときは、申請に係る検定の免除を受ける資格を含む。）があると認められた者に受検票を交付するものとする。

第七條・第八條 (略)

(合格証明書の交付)

第八條の二 建設業法（昭和二十四年法律第五号）以下「法」という。法第二十七條第五項の規定により合格証明書の交付を受けようとする者は、様式第五号の二による合格証明書交付申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

第九條 (略)

(合格証明書の書換え申請)

第十條 合格証明書の交付を受けた者は、本籍又は氏名を変更したときは、合格証明書の書換えを申請することができる。

2 前項の申請をしようとする者は、様式第七号による技術検定合格証明書書換申請書に合格証明書及び住民票の抄本又はこれに代わる書面を添付して、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

3 (略)

第十一條 (略)

(権限の委任)

第十二條 この省令に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるものは、第八條の二に規定する合格証明書の交付を受けようとする者、第十條第二項に規定する申請をしようとする者又は第十一條に規定する合格証明書の再交付を申請しようとする者の住所地を管轄する地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。

- 一 第八條の二の規定による合格証明書の交付の申請を受理すること。
- 二 第十條第二項の規定による合格証明書の書換えの申請を受理すること。
- 三 第十一條の規定による合格証明書の再交付の申請を受理すること。

別表第一 (第一條関係)

種目	検定区分	検定科目	検定基準
(略)	(略)	(略)	(略)

別表第二 (第一條関係)

種目	検定区分	検定科目	検定基準
(略)	(略)	(略)	(略)

別表第三 (第二系関係)

検定種目	検定種別	第一次検定科目	第二次検定科目
建設機械 施工管理	第一種	土木工学 建設機械原動機 石油燃料 潤滑剤 トラクター系建設機械 トラクター系建設機械 施工法 施工管理法 法規	トラクター系建設機 械操作施工法 施工管理法
	第二種	土木工学 建設機械原動機 石油燃料 潤滑剤 ショベル系建設機械 ショベル系建設機械施 工法 施工管理法 法規	ショベル系建設機 械 操作施工法 施工管理法
	第三種	土木工学 建設機械原動機 石油燃料 潤滑剤 モーター・グレーダ	モーター・グレイ ター 操作施工法 施工管理法

(新設)

	第四種	土木工学 建設機械原動機 石油燃料 潤滑剤 締め固め建設機械 締め固め建設機械施 工 法 施工管理法 法規	締め固め建設機 械 操作施工法 施工管理法
	第五種	土木工学 建設機械原動機 石油燃料 潤滑剤 舗装用建設機械 舗装用建設機械施 工 法 施工管理法 法規	舗装用建設機 械 操作 施工法 施工管理法
	第六種	土木工学 建設機械原動機 石油燃料 潤滑剤 基礎工事用建設機械 基礎工事用建設機 械	基礎工事用建設 機 械 操作施工法 施工管理法

		施工法 施工管理 法規	
土木施工 管理	土木	土木工学等 施工管理 法規	施工管理 法規
	鋼構造 塗装	土木工学等 鋼構造 塗装施工 管理 法規	鋼構造 塗装施工 管理 法規
	薬液注入	土木工学等 薬液注入 施工管理 法規	薬液注入 施工管理 法規

別表第四 (第二条関係)

検 定 種 別	第 二 次 検 定 科 目
鐵 骨	施工管理
軀 体	軀体施工管理
仕 上 り	仕上施工管理

(新設)

様式第1号 [規則第7条第1項及び第8条第1項]

<p>建設業労働者検定</p> <p>建設業労働者検定試験に合格した労働者の検定結果を通知する旨を、建設業労働者検定試験センターに通知する。</p> <p>建設業労働者検定試験センター</p> <p>〒 月 日</p>		<p>建設業労働者検定試験センター</p> <p>〒 月 日</p>
<p>受 験 者 氏 名</p> <p>受 験 種 別</p> <p>受 験 日</p> <p>受 験 場 所</p>	<p>受 験 者 氏 名</p> <p>受 験 種 別</p> <p>受 験 日</p> <p>受 験 場 所</p>	<p>受 験 者 氏 名</p> <p>受 験 種 別</p> <p>受 験 日</p> <p>受 験 場 所</p>

1. 建設業労働者検定試験に合格した労働者の検定結果を通知する旨を、建設業労働者検定試験センターに通知する。
2. 建設業労働者検定試験に合格した労働者の検定結果を通知する旨を、建設業労働者検定試験センターに通知する。
3. 建設業労働者検定試験に合格した労働者の検定結果を通知する旨を、建設業労働者検定試験センターに通知する。
4. 建設業労働者検定試験に合格した労働者の検定結果を通知する旨を、建設業労働者検定試験センターに通知する。

(削る)

様式第1号(イ) [規則第4条第1項]

<p>建設業労働者検定試験センター</p> <p>建設業労働者検定試験に合格した労働者の検定結果を通知する旨を、建設業労働者検定試験センターに通知する。</p> <p>建設業労働者検定試験センター</p> <p>〒 月 日</p>	<p>建設業労働者検定試験センター</p> <p>〒 月 日</p>
<p>受 験 者 氏 名</p> <p>受 験 種 別</p> <p>受 験 日</p> <p>受 験 場 所</p>	<p>受 験 者 氏 名</p> <p>受 験 種 別</p> <p>受 験 日</p> <p>受 験 場 所</p>

1. 建設業労働者検定試験に合格した労働者の検定結果を通知する旨を、建設業労働者検定試験センターに通知する。
2. 建設業労働者検定試験に合格した労働者の検定結果を通知する旨を、建設業労働者検定試験センターに通知する。

様式第1号(ロ) [規則第4条第1項]

<p>建設業労働者検定試験センター</p> <p>建設業労働者検定試験に合格した労働者の検定結果を通知する旨を、建設業労働者検定試験センターに通知する。</p> <p>建設業労働者検定試験センター</p> <p>〒 月 日</p>	<p>建設業労働者検定試験センター</p> <p>〒 月 日</p>
<p>受 験 者 氏 名</p> <p>受 験 種 別</p> <p>受 験 日</p> <p>受 験 場 所</p>	<p>受 験 者 氏 名</p> <p>受 験 種 別</p> <p>受 験 日</p> <p>受 験 場 所</p>

1. 建設業労働者検定試験に合格した労働者の検定結果を通知する旨を、建設業労働者検定試験センターに通知する。
2. 建設業労働者検定試験に合格した労働者の検定結果を通知する旨を、建設業労働者検定試験センターに通知する。





様式第5号(イ) [規則第10条]

1級技術検定受検票			
住所			
氏名			
受験項目		指定区分	
試験地		受験番号	
試験会場			

様式第5号(ロ) [規則第10条]

2級技術検定受検票			
住所			
氏名			
受験項目 (試験種別)		指定区分	
試験地		受験番号	
試験会場			

様式第5号(イ) [規則第6条]

1級技術検定受検票			
住所			
氏名			
受験項目		指定区分	
試験地		受験番号	
試験会場			

様式第5号(ロ) [規則第6条]

2級技術検定受検票			
住所			
氏名			
受験項目		指定区分	
試験地		受験番号	
試験会場			

様式第5号の2 [規則第13条]

1級技術検定合格証明書交付申請書	
1級 第一次検定 2級 第二次検定 地方職業検定 職業訓練検定	氏名 _____ 年 月 日
才 能	職業番号( ) _____
現 住 所	電話番号( ) _____
生 年 月 日	年 月 日生
1 技術検定の受験項目(種別) 2 技術検定の受験番号(種別)	

1 各項目の交付を要する項目は必ず記載し、記載不足を以て取り消す。  
 2 数字は漢字数字で記入すること。

(削る)

様式第5号の2(イ) [規則第8条の2]

1級技術検定合格証明書交付申請書	
1級 第一次検定 2級 第二次検定 地方職業検定 職業訓練検定	氏名 _____ 年 月 日
本 籍	職業番号( ) _____
現 住 所	電話番号( ) _____
生 年 月 日	年 月 日生
1 技術検定の受験項目(種別) 2 技術検定の受験番号(種別)	

1 各項目の交付を要する項目は必ず記載し、記載不足を以て取り消す。  
 2 数字は漢字数字で記入すること。

様式第5号の2(ロ) [規則第8条の2]

2級技術検定合格証明書交付申請書	
2級 第一次検定 2級 第二次検定 地方職業検定 職業訓練検定	氏名 _____ 年 月 日
本 籍	職業番号( ) _____
現 住 所	電話番号( ) _____
生 年 月 日	年 月 日生
1 技術検定の受験項目(種別) 2 技術検定の受験番号(種別)	

1 各項目の交付を要する項目は必ず記載し、記載不足を以て取り消す。  
 2 数字は漢字数字で記入すること。



様式第6号(イ) [規則第14条]

日本建築規格印刷部  
番 号

1級技術検定(第一次検定)合格証明書

氏名  年月日生

写真

建設業法の規定に基づき  に関する1級の第一次検定に合格した  
ことを証し、1級  技士と称することを認める。

年 月 日

国土交通大臣

様式第6号(イ) [規則第9条]

日本建築規格印刷部  
番 号

1級技術検定(第一次検定)合格証明書

本籍  氏名  年月日生

写真

建設業法の規定に基づき  に関する1級の第一次検定に合格した  
ことを証し、1級  技士と称することを認める。

年 月 日

国土交通大臣

様式第6号(ロ) [規則第14条]

日本建築規格印刷部  
番 号

1級技術検定(第二次検定)合格証明書

氏名  年月日生

写真

建設業法の規定に基づき  に関する1級の第二次検定に合格した  
ことを証し、1級  技士と称することを認める。

年 月 日

国土交通大臣

様式第6号(ロ) [規則第9条]

日本建築規格印刷部  
番 号

1級技術検定(第二次検定)合格証明書

本籍  氏名  年月日生

写真

建設業法の規定に基づき  に関する1級の第二次検定に合格した  
ことを証し、1級  技士と称することを認める。

年 月 日

国土交通大臣

様式第6号(ハ) [規則第14条]

日本建築規格印刷部  
番 号

2級技術検定(第一次検定)合格証明書

氏名  年月日生

写真

建設業法の規定に基づき  に関する2級の第一次検定( ) に  
合格したことを証し、2級  技士と称することを認める。

年 月 日

国土交通大臣

様式第6号(ハ) [規則第9条]

日本建築規格印刷部  
番 号

2級技術検定(第一次検定)合格証明書

本籍  氏名  年月日生

写真

建設業法の規定に基づき  に関する2級の第一次検定に合格した  
ことを証し、2級  技士と称することを認める。

年 月 日

国土交通大臣

様式第6号(ニ) [規則第14条]

日本建築規格印刷部  
番 号

2級技術検定(第二次検定)合格証明書

氏名  年月日生

写真

建設業法の規定に基づき  に関する2級の第二次検定( ) に  
合格したことを証し、2級  技士と称することを認める。

年 月 日

国土交通大臣

様式第6号(ニ) [規則第9条]

日本建築規格印刷部  
番 号

2級技術検定(第二次検定)合格証明書

本籍  氏名  年月日生

写真

建設業法の規定に基づき  に関する2級の第二次検定に合格した  
ことを証し、2級  技士と称することを認める。

年 月 日

国土交通大臣

様式第7号[規則第15条]

※ 番号

技術検定合格証明書替換申請書

技術検定合格証明書の替換を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

地方整備局長  
北海道開発局長 殿

年 月 日

住 所

氏 名

(1) 技術検定合格証明書の交付を受けた年月日  
(2) 技術検定の登録区分及び登録種目(種別)並びに技術検定合格証明書の番号  
(3) 申請の理由

氏名の変更 (新氏名)  
(旧氏名)

様式第7号[規則第11条]

日本建築規格入札番号

※ 番号

技術検定合格証明書替換申請書

技術検定合格証明書の替換を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

地方整備局長  
北海道開発局長 殿

年 月 日

住 所

氏 名

(1) 技術検定合格証明書の交付を受けた年月日  
(2) 技術検定の種目、種、区分及び種別並びに技術検定合格証明書の番号  
(3) 申請の理由

才種の変更 (新才種)  
(旧才種)

氏名の変更 (新氏名)  
(旧氏名)

様式第8号[規則第16条]

※ 番号

技術検定合格証明書再交付申請書

技術検定合格証明書の再交付を受けたいので、申請します。

地方整備局長  
北海道開発局長 殿

年 月 日

住 所

氏 名

(1) 技術検定合格証明書の交付を受けた年月日  
(2) 技術検定の登録区分及び登録種目(種別)並びに技術検定合格証明書の番号  
(3) 再交付申請の理由

合格証明書の再交付  
手数料として納める  
収入印紙を貼る様  
申請者は消印をしないこと。

様式第8号[規則第11条]

日本建築規格入札番号

※ 番号

技術検定合格証明書再交付申請書

技術検定合格証明書の再交付を受けたいので、申請します。

地方整備局長  
北海道開発局長 殿

年 月 日

住 所

氏 名

(1) 技術検定合格証明書の交付を受けた年月日  
(2) 技術検定の種目、種、区分及び種別並びに技術検定合格証明書の番号  
(3) 再交付申請の理由

合格証明書の再交付  
手数料として納める  
収入印紙を貼る様  
申請者は消印をしないこと。

(建設業法施行規則の一部改正)

第三条 建設業法施行規則(昭和二十四年建設省令第十四号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)

一 は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後		改正前	
<p>(許可の更新の申請)</p> <p>第五條 法第三條第三項の規定により、許可の更新を受けようとする者は、有効期間満了の日の二十日前までに許可申請書を提出しなければならない。</p> <p>(法第七條第二号への知識及び技術又は技能を有するものと認められる者)</p> <p>第七條の三 法第七條第二号への規定により、同号イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものとして国土交通大臣が認定する者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 前号に掲げる者のほか、次の表の上欄に掲げる許可を受けようとする建設業の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる者</p>		<p>(許可の更新の申請)</p> <p>第五條 法第三條第三項の規定により、許可の更新を受けようとする者は、有効期間満了の日の二十日前までに許可申請書を提出しなければならない。</p> <p>(法第七條第二号への知識及び技術又は技能を有するものと認められる者)</p> <p>第七條の三 法第七條第二号への規定により、同号イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものとして国土交通大臣が認定する者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 前号に掲げる者のほか、次の表の上欄に掲げる許可を受けようとする建設業の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる者</p>	
土木工事業	<p>一 技術検定のうち建設機械施工管理又は土木施工管理に係る二級又は二級の第二次検定(土木施工管理に係る二級の第二次検定にあつては種別を「土木」とするものに限る。)に合格した者</p> <p>二 (略)</p>	土木工事業	<p>一 法第二十七條第二項の規定による第二次検定のうち検定科目を建設機械施工管理又は二級の土木施工管理若しくは二級の土木施工管理(種別を「土木」とするものに限る。)とするものに合格した者</p> <p>二 (略)</p>
建築工事業	<p>一 技術検定のうち建築施工管理に係る二級又は二級の第二次検定(二級の第二次検定にあつては種別を「建築」とするものに限る。)に合格した者</p> <p>二 (略)</p>	建築工事業	<p>一 法第二十七條第二項の規定による第二次検定のうち検定科目を二級の建築施工管理又は二級の建築施工管理(種別を「建築」とするものに限る。)とするものに合格した者</p> <p>二 (略)</p>

大工工事業	<p>一 技術検定のうち建築施工管理に係る一級又は二級の第二次検定（二級の第二次検定にあつては種別を「躯体」又は「仕上げ」とするものに限る。）に合格した者</p> <p>二 技術検定のうち建築施工管理に係る一級の第一次検定に合格した後大工工事に関し三年以上実務の経験を有する者</p> <p>三 技術検定のうち建築施工管理に係る二級の第一次検定又は第二次検定（二級の第二次検定にあつては種別を「建築」とするものに限る。）に合格した後大工工事に関し五年以上実務の経験を有する者</p> <p>四・五 (略)</p> <p>六 建築一式工事及び大工工事に関し十二年以上実務の経験を有する者のうち、大工工事に関し八年を超える実務の経験を有する者</p> <p>七 大工工事及び内装仕上工事に関し十二年以上実務の経験を有する者のうち、大工工事に関し八年を超える実務の経験を有する者</p>
左官工事業	<p>一 技術検定のうち建築施工管理に係る一級又は二級の第二次検定（二級の第二次検定にあつては種別を「仕上げ」とするものに限る。）に合格した者</p> <p>二 技術検定のうち土木施工管理、建築施工管理若しくは造園施工管理に係る一級の第一次検定又は土木施工管理若しくは造園施工管理に係る一級の第二次検定に合格した後左官工事に関し三年以上</p>

大工工事業	<p>一 法第二十七条第二項の規定による第二次検定のうち検査種目を一般の建築施工管理又は二級の建築施工管理（種別を「躯体」又は「仕上げ」とするものに限る。）とするものに合格した者 (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>二・三 (略)</p> <p>四 建築工事業及び大工工事業に係る建設工事に関し十二年以上実務の経験を有する者のうち、大工工事業に係る建設工事に関し八年を超える実務の経験を有する者</p> <p>五 大工工事業及び内装仕上工事業に係る建設工事に関し十二年以上実務の経験を有する者のうち、大工工事業に係る建設工事に関し八年を超える実務の経験を有する者</p>
左官工事業	<p>一 法第二十七条第二項の規定による第二次検定のうち検査種目を一般の建築施工管理又は二級の建築施工管理（種別を「仕上げ」とするものに限る。）とするものに合格した者 (新設)</p>

とび・土工事業	<p>三 技術検定のうち土木施工管理、建築施工管理又は造園施工管理に係る二級の第一次検定又は第二次検定（建築施工管理に係る二級の第二次検定にあつては種別を「建築」又は「躯体」とするものに限る。）に合格した後左官工事に関し五年以上実務の経験を有する者</p> <p>四 (略)</p> <p>一 技術検定のうち建築機械施工管理又は土木施工管理に係る一級又は二級の第二次検定（土木施工管理に係る二級の第二次検定にあつては種別を「土木」又は「蒸気注入」とするものに限る。建築施工管理に係る二級の第二次検定にあつては種別を「躯体」とするものに限る。）に合格した者</p> <p>二 技術検定のうち土木施工管理、建築施工管理若しくは造園施工管理に係る一級の第一次検定又は造園施工管理に係る一級の第二次検定に合格した後とび・土工・コンクリート工事に関し三年以上実務の経験を有する者</p> <p>三 技術検定のうち土木施工管理、建築施工管理又は造園施工管理に係る二級の第一次検定又は第二次検定（土木施工管理に係る二級の第二次検定にあつては種別を「鋼構造物築造」とするものに限る。建築施工管理に係る二級の第二次検定にあつては種別を「建築」又は「仕上げ」とするものに限る。）に合格した後とび・土工・コンクリート工事に関し五年以上実務の経験を有する者</p> <p>四・七 (略)</p>
---------	---

とび・土工事業	<p>(新設)</p> <p>二 (略)</p> <p>一 法第二十七条第二項の規定による第二次検定のうち検査種目を建設機械施工管理、一級の土木施工管理若しくは二級の土木施工管理（種別を「土木」又は「蒸気注入」とするものに限る。）又は一級の建築施工管理若しくは二級の建築施工管理（種別を「躯体」とするものに限る。）とするものに合格した者 (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>二・五 (略)</p>
---------	--

石工事業	<p>一 技術検定のうち土木施工管理又は建築施工管理に係る二級又は二級の第二次検定（土木施工管理に係る二級の第二次検定にあつては種別を「土木」とするものに限る、建築施工管理に係る二級の第二次検定にあつては種別を「仕上げ」とするものに限る。）に合格した者</p> <p>二 技術検定のうち土木施工管理、建築施工管理若しくは造園施工管理に係る一級の第一次検定又は造園施工管理に係る二級の第二次検定に合格した後石工事業に関し三年以上実務の経験を有する者</p> <p>三 技術検定のうち土木施工管理、建築施工管理又は造園施工管理に係る二級の第一次検定又は第二次検定（土木施工管理に係る二級の第二次検定にあつては種別を「鋼構造物塗装」又は「薬液注入」とするもの限り、建築施工管理に係る二級の第二次検定にあつては種別を「建築」又は「躯体」とするものに限る。）に合格した後石工事業に関し五年以上実務の経験を有する者</p> <p>四 (略)</p>
屋根工事業	<p>一 技術検定のうち建築施工管理に係る一級又は二級の第二次検定（二級の第二次検定にあつては種別を「仕上げ」とするものに限る。）に合格した者</p> <p>二 技術検定のうち土木施工管理、建築施工管理若しくは造園施工管理に係る一級の第一次検定又は土木施工管理若しくは造園施工管理に係る二級の第二次検定に合格した後屋根工事業に関し三年以上実務の経験を有する者</p> <p>三 技術検定のうち土木施工管理、建築施工管理又は造園施工管理に係る二級の第一次検定又は第二次検定（建築施工管理に係る二級の第二次検定にあつては種別を「建築」又は「躯体」とするものに限る。）に合格した後屋根工事業に関し五年以上実務の経験を有する者</p> <p>四・五 (略)</p> <p>六 建築一式工事及び屋根工事業に関し十二年以上実務の経験を有する者のうち、屋根工事業に関し八年を超える実務の経験を有する者</p>

電気工事業	<p>一 技術検定のうち電気工事施工管理に係る一級又は二級の第二次検定に合格した者</p> <p>二・六 (略)</p>
管工事業	<p>一 技術検定のうち管工事施工管理に係る一級又は二級の第二次検定に合格した者</p> <p>二・六 (略)</p>

石工事業	<p>一 法第二十七条第二項の規定による第二次検定のうち検定種目を一級の土木施工管理若しくは二級の土木施工管理（種別を「土木」とするものに限る。）又は一級の建築施工管理若しくは二級の建築施工管理（種別を「仕上げ」とするものに限る。）とするものに合格した者</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>二 (略)</p>
屋根工事業	<p>一 法第二十七条第二項の規定による第二次検定のうち検定種目を一級の建築施工管理又は二級の建築施工管理（種別を「仕上げ」とするものに限る。）とするものに合格した者</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>二・三 (略)</p> <p>四 建築工事業及び屋根工事業に係る建設工事業に関し十二年以上実務の経験を有する者のうち、屋根工事業に係る建設工事業に関し八年を超える実務の経験を有する者</p>

電気工事業	<p>一 法第二十七条第二項の規定による第二次検定のうち検定種目を電気工事施工管理とするものに合格した者</p> <p>二・六 (略)</p>
管工事業	<p>一 法第二十七条第二項の規定による第二次検定のうち検定種目を管工事施工管理とするものに合格した者</p> <p>二・六 (略)</p>

タイル・レン が・ブロック 工事業	<p>一 技術検定のうち建築施工管理に係る一級又は二級の第二次検定（二級の第二次検定にあつては種別を「躯体」又は「仕上げ」とするものに限る。）に合格した者</p> <p>二 技術検定のうち土木施工管理、建築施工管理若しくは造園施工管理に係る二級の第一次検定又は土木施工管理若しくは造園施工管理に係る二級の第二次検定に合格した後タイル・レンが・ブロック工事業に関し三年以上実務の経験を有する者</p> <p>三 技術検定のうち土木施工管理、建築施工管理又は造園施工管理に係る二級の第一次検定又は第二次検定（建築施工管理に係る二級の第二次検定にあつては種別を「建築」とするものに限る。）に合格した後タイル・レンが・ブロック工事業に関し五年以上実務の経験を有する者</p> <p>四・五 (略)</p>
鋼構造物工 業	<p>一 技術検定のうち土木施工管理又は建築施工管理に係る一級又は二級の第二次検定（土木施工管理に係る二級の第二次検定にあつては種別を「土木」とするもの限り、建築施工管理に係る二級の第二次検定にあつては種別を「躯体」とするものに限る。）に合格した者</p> <p>二・四 (略)</p>
鉄筋工事業	<p>一 技術検定のうち建築施工管理に係る一級又は二級の第二次検定（二級の第二次検定にあつては種別を「躯体」とするものに限る。）に合格した者</p> <p>二 技術検定のうち土木施工管理、建築施工管理</p>

タイル・レン が・ブロック 工事業	<p>一 法第二十七条第三項の規定による第二次検定のうち検定種目を二級の建築施工管理又は二級の建築施工管理（種別を「躯体」又は「仕上げ」とするものに限る。）とするものに合格した者（新設）</p> <p>(新設)</p> <p>二・三 (略)</p>
鋼構造物工 業	<p>一 法第二十七条第三項の規定による第二次検定のうち検定種目を二級の土木施工管理若しくは二級の土木施工管理（種別を「土木」とするものに限る。）又は一級の建築施工管理若しくは二級の建築施工管理（種別を「躯体」とするものに限る。）とするものに合格した者</p> <p>二・四 (略)</p>
鉄筋工事業	<p>一 法第二十七条第三項の規定による第二次検定のうち検定種目を二級の建築施工管理又は二級の建築施工管理（種別を「躯体」とするものに限る。）とするものに合格した者（新設）</p>

管工事施 工事業	<p>一 管工事施工管理若しくは造園施工管理に係る一級の第一次検定又は土木施工管理、管工事施工管理若しくは造園施工管理に係る二級の第二次検定に合格した後鉄筋工事業に関し三年以上実務の経験を有する者</p> <p>二 技術検定のうち土木施工管理、建築施工管理、管工事施工管理又は造園施工管理に係る二級の第一次検定又は第二次検定（建築施工管理に係る二級の第二次検定にあつては種別を「建築」又は「仕上げ」とするものに限る。）に合格した後鉄筋工事業に関し五年以上実務の経験を有する者</p> <p>四 (略)</p>
舗装工事業	<p>一 技術検定のうち建設機械施工管理又は土木施工管理に係る一級又は二級の第二次検定（土木施工管理に係る二級の第二次検定にあつては種別を「土木」とするものに限る。）に合格した者</p> <p>二 (略)</p>
しゅんせつ工 事業	<p>一 技術検定のうち土木施工管理に係る一級又は二級の第二次検定（二級の第二次検定にあつては種別を「土木」とするものに限る。）に合格した者</p> <p>二 技術検定のうち土木施工管理、管工事施工管理若しくは造園施工管理に係る一級の第一次検定又は管工事施工管理若しくは造園施工管理に係る二級の第二次検定に合格した後しゅんせつ工事業に関し三年以上実務の経験を有する者</p> <p>三 技術検定のうち土木施工管理、管工事施工管理</p>

管工事施 工事業	<p>(新設)</p> <p>二 (略)</p>
舗装工事業	<p>一 法第二十七条第三項の規定による第二次検定のうち検定種目を建設機械施工管理又は二級の土木施工管理若しくは二級の土木施工管理（種別を「土木」とするものに限る。）とするものに合格した者</p> <p>二 (略)</p>
しゅんせつ工 事業	<p>一 法第二十七条第三項の規定による第二次検定のうち検定種目を二級の土木施工管理又は二級の土木施工管理（種別を「土木」とするものに限る。）とするものに合格した者（新設）</p> <p>(新設)</p>

板金工事業	<p>一 技術検定のうち建築施工管理に係る二級の第一次検定又は第二次検定（土木施工管理に係る二級の第二次検定にあつては種別を「鋼構造物築造」又は「薬液注入」とするものに限る。）に合格した後しゅんせつ工事に関し五年以上実務の経験を有する者</p> <p>四 (略)</p> <p>五 土木一式工事及びしゅんせつ工事に関し十二年以上実務の経験を有する者のうち、しゅんせつ工事に関し八年を超える実務の経験を有する者</p>
ガラス工事業	<p>一 技術検定のうち建築施工管理に係る一級又は二級の第一次検定（二級の第二次検定にあつては種別を「仕上げ」とするものに限る。）に合格した者</p> <p>二 技術検定のうち建築施工管理若しくは管工事施工管理に係る二級の第一次検定又は第二次検定（建築施工管理に係る二級の第二次検定にあつては種別を「建築」又は「躯体」とするものに限る。）に合格した後板金工事に関し五年以上実務の経験を有する者</p> <p>四 (略)</p>

板金工事業	<p>一 法第二十七条第二項の規定による第二次検定のうち検定種目を二級の建築施工管理又は二級の建築施工管理（種別を「仕上げ」とするものに限る。）とするものに合格した者</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>二 (略)</p> <p>三 土木工事業及びしゅんせつ工事業に係る建設工事に関し十二年以上実務の経験を有する者のうち、しゅんせつ工事業に係る建設工事に関し八年を超える実務の経験を有する者</p>
ガラス工事業	<p>一 法第二十七条第二項の規定による第二次検定のうち検定種目を二級の建築施工管理又は二級の建築施工管理（種別を「仕上げ」とするものに限る。）とするものに合格した者</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>二 (略)</p> <p>三 建築工事業及びガラス工事業に係る建設工事に関し十二年以上実務の経験を有する者のうち、ガラス工事業に係る建設工事に関し八年を超える実務の経験を有する者</p>

塗装工事業	<p>一 技術検定のうち土木施工管理又は建築施工管理に係る一級又は二級の第一次検定（土木施工管理に係る二級の第二次検定にあつては種別を「鋼構造物築造」とするものに限る。）に合格した後カラス工事に関し三年以上実務の経験を有する者</p> <p>三 技術検定のうち建築施工管理に係る二級の第一次検定又は第二次検定（二級の第二次検定にあつては種別を「建築」又は「躯体」とするものに限る。）に合格した後カラス工事に関し五年以上実務の経験を有する者</p> <p>四 (略)</p> <p>五 建築一式工事及びガラス工事に関し十二年以上実務の経験を有する者のうち、ガラス工事に関し八年を超える実務の経験を有する者</p>
塗装工事業	<p>一 技術検定のうち土木施工管理、建築施工管理若しくは造園施工管理に係る二級の第一次検定又は第二次検定（土木施工管理に係る二級の第二次検定にあつては種別を「土木」又は「薬液注入」とするものに限る。）に合格した後カラス工事に関し五年以上実務の経験を有する者</p> <p>二 技術検定のうち土木施工管理、建築施工管理若しくは造園施工管理に係る二級の第一次検定又は第二次検定（土木施工管理に係る二級の第二次検定にあつては種別を「土木」又は「薬液注入」とするものに限る。）に合格した後カラス工事に関し五年以上実務の経験を有する者</p> <p>三 技術検定のうち土木施工管理、建築施工管理若しくは造園施工管理に係る二級の第一次検定又は第二次検定（土木施工管理に係る二級の第二次検定にあつては種別を「土木」又は「薬液注入」とするものに限る。）に合格した後カラス工事に関し五年以上実務の経験を有する者</p>

塗装工事業	<p>一 法第二十七条第二項の規定による第二次検定のうち検定種目を二級の土木施工管理若しくは二級の土木施工管理（種別を「鋼構造物築造」とするものに限る。）又は二級の建築施工管理若しくは二級の建築施工管理（種別を「仕上げ」とするものに限る。）とするものに合格した者</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>二 (略)</p> <p>三 建築工事業及びガラス工事業に係る建設工事に関し十二年以上実務の経験を有する者のうち、ガラス工事業に係る建設工事に関し八年を超える実務の経験を有する者</p>
塗装工事業	<p>一 法第二十七条第二項の規定による第二次検定のうち検定種目を二級の土木施工管理若しくは二級の土木施工管理（種別を「鋼構造物築造」とするものに限る。）又は二級の建築施工管理若しくは二級の建築施工管理（種別を「仕上げ」とするものに限る。）とするものに合格した者</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>二 (略)</p> <p>三 建築工事業及びガラス工事業に係る建設工事に関し十二年以上実務の経験を有する者のうち、ガラス工事業に係る建設工事に関し八年を超える実務の経験を有する者</p>

防水事業	<p>定にあつては種別を「建築」又は「躯体」とするものに限る。)に合格した後建築工事に関し五年以上実務の経験を有する者</p> <p>四 (陸)</p> <p>一 技術検定のうち建築施工管理に係る一級又は二級の第二次検定(二級の第二次検定にあつては種別を「仕上げ」とするものに限る。)に合格した者</p> <p>二 技術検定のうち土木施工管理、建築施工管理若しくは造園施工管理に係る一級の第一次検定又は土木施工管理若しくは造園施工管理に係る二級の第二次検定に合格した後防水工事に関し三年以上実務の経験を有する者</p> <p>三 技術検定のうち土木施工管理、建築施工管理又は造園施工管理に係る二級の第一次検定又は第一次検定(建築施工管理に係る二級の第二次検定にあつては種別を「建築」又は「躯体」とするものに限る。)に合格した後防水工事に関し五年以上実務の経験を有する者</p> <p>四 (陸)</p> <p>五 建築一式工事及び防水工事に関し十二年以上実務の経験を有する者のうち、防水工事に関し八年を超える実務の経験を有する者</p>
内装仕上事業	<p>一 技術検定のうち建築施工管理に係る一級又は二級の第二次検定(二級の第二次検定にあつては種別を「仕上げ」とするものに限る。)に合格した者</p>

防水事業	<p>二 (陸)</p> <p>一 法第二十七条第二項の規定による第二次検定のうち検定種目を一級の建築施工管理又は二級の建築施工管理(種別を「仕上げ」とするものに限る。)とするものに合格した者(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>二 (陸)</p> <p>三 建築工事業及び防水工事業に係る建設工事に関し十二年以上実務の経験を有する者のうち、防水工事業に係る建設工事に関し八年を超える実務の経験を有する者</p>
内装仕上事業	<p>一 法第二十七条第二項の規定による第二次検定のうち検定種目を一級の建築施工管理又は二級の建築施工管理(種別を「仕上げ」とするものに限る。)とするものに合格した者</p>

機械器具設置工事業	<p>二 技術検定のうち建築施工管理に係る一級の第一次検定に合格した後内装仕上工事に関し三年以上実務の経験を有する者</p> <p>三 技術検定のうち建築施工管理に係る二級の第一次検定又は第二次検定(二級の第二次検定にあつては種別を「建築」又は「躯体」とするものに限る。)に合格した後内装仕上工事に関し五年以上実務の経験を有する者</p> <p>四・五 (陸)</p> <p>六 建築一式工事及び内装仕上工事に関し十二年以上実務の経験を有する者のうち、内装仕上工事に関し八年を超える実務の経験を有する者</p> <p>七 大工工事及び内装仕上工事に関し十二年以上実務の経験を有する者のうち、内装仕上工事に関し八年を超える実務の経験を有する者</p> <p>一 技術検定のうち建築施工管理、電気工事施工管理又は管工事施工管理に係る一級の第二次検定又は第二次検定に合格した後機械器具設置工事に関し三年以上実務の経験を有する者</p> <p>二 技術検定のうち建築施工管理、電気工事施工管理又は管工事施工管理に係る二級の第一次検定又は第二次検定に合格した後機械器具設置工事に関し五年以上実務の経験を有する者</p> <p>三 技術士法第四条第一項の規定による第二次試験のうち技術部門を機械部門又は総合技術監理部門(選択科目を機械部門に係るものとするものに限る。)とするものに合格した者</p>
-----------	---

機械器具設置工事業	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>二・三 (陸)</p> <p>四 建築工事業及び内装仕上工事業に係る建設工事に関し十二年以上実務の経験を有する者のうち、内装仕上工事業に係る建設工事に関し八年を超える実務の経験を有する者</p> <p>五 大工工事業及び内装仕上工事業に係る建設工事に関し十二年以上実務の経験を有する者のうち、内装仕上工事業に係る建設工事に関し八年を超える実務の経験を有する者</p> <p>技術士法第四条第一項の規定による第二次試験のうち技術部門を機械部門又は総合技術監理部門(選択科目を機械部門に係るものとするものに限る。)とするものに合格した者</p>
-----------	---



熱帯線工事業	<p>一 技術検定のうち建築施工管理に係る一級又は二級の第二次検定(二級の第二次検定にあつては種別を「仕上り」とするものに限る。)に合格した者</p> <p>二 技術検定のうち土木施工管理、建築施工管理、管工事施工管理若しくは造園施工管理に係る一級の第一次検定又は土木施工管理、管工事施工管理若しくは造園施工管理に係る一級の第二次検定に合格した後熱帯線工事に関し三年以上実務の経験を有する者</p> <p>三 技術検定のうち土木施工管理、建築施工管理、管工事施工管理又は造園施工管理に係る二級の第一次検定又は第二次検定(建築施工管理に係る一級の第二次検定にあつては種別を「建築」又は「躯体」とするものに限る。)に合格した後熱帯線工事に関し五年以上実務の経験を有する者</p> <p>四 (略)</p> <p>五 建築一式工事及び熱帯線工事に関し十二年以上実務の経験を有する者のうち、熱帯線工事に関し八年を超える実務の経験を有する者</p>
電気通信工事業	<p>一 技術検定のうち電気通信工事施工管理に係る一級又は二級の第二次検定に合格した者</p> <p>二・三 (略)</p>
造園工事業	<p>一 技術検定のうち造園施工管理に係る一級又は二級の第一次検定に合格した者</p>

熱帯線工事業	<p>一 法第二十七条第二項の規定による第二次検定のうち検定種目を一級の建築施工管理又は二級の建築施工管理(種別を「仕上り」とするものに限る。)とするものに合格した者</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>二 (略)</p> <p>三 建築工事業及び熱帯線工事業に係る建設工事に関し十二年以上実務の経験を有する者のうち、熱帯線工事業に係る建設工事に関し八年を超える実務の経験を有する者</p>
電気通信工事業	<p>一 法第二十七条第二項の規定による第二次検定のうち検定種目を電気通信工事施工管理とするものに合格した者</p> <p>二・三 (略)</p>
造園工事業	<p>一 法第二十七条第二項の規定による第二次検定のうち検定種目を造園施工管理とするものに合格し</p>

土木工事業	<p>二・三 (略)</p> <p>一 技術検定のうち土木施工管理、管工事施工管理又は造園施工管理に係る一級の第一次検定又は第二次検定に合格した後土木工事に関し三年以上実務の経験を有する者</p> <p>二 技術検定のうち土木施工管理、管工事施工管理又は造園施工管理に係る二級の第一次検定又は第二次検定に合格した後土木工事に関し五年以上実務の経験を有する者</p> <p>三・五 (略)</p>
建具工事業	<p>一 技術検定のうち建築施工管理に係る一級又は二級の第二次検定(二級の第二次検定にあつては種別を「仕上り」とするものに限る。)に合格した者</p> <p>二 技術検定のうち建築施工管理若しくは管工事施工管理に係る一級の第一次検定又は管工事施工管理に係る一級の第二次検定に合格した後建具工事に関し三年以上実務の経験を有する者</p> <p>三 技術検定のうち建築施工管理又は管工事施工管理に係る二級の第一次検定又は第二次検定(建築施工管理に係る二級の第二次検定にあつては種別を「建築」又は「躯体」とするものに限る。)に合格した後建具工事に関し五年以上実務の経験を有する者</p> <p>四 (略)</p>
水運施設工事	<p>一 技術検定のうち土木施工管理に係る一級又は二</p>

土木工事業	<p>二・三 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>十・三 (略)</p>
建具工事業	<p>一 法第二十七条第二項の規定による第二次検定のうち検定種目を一級の建築施工管理又は二級の建築施工管理(種別を「仕上り」とするものに限る。)とするものに合格した者</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>二 (略)</p>
水運施設工事	<p>一 法第二十七条第二項の規定による第二次検定の</p>

業	<p>級の第二次検定(二級の第二次検定にあつては種別を「土木」とするものに限る。)に合格した者</p> <p>二 技術検定のうち土木施工管理 建築施工管理 管工事施工管理若しくは造園施工管理に係る一級の第一次検定又は建築施工管理 管工事施工管理若しくは造園施工管理に係る一級の第二次検定に合格した後水道施設工事に関し三年以上実務の経験を有する者</p> <p>三 技術検定のうち土木施工管理 建築施工管理 管工事施工管理又は造園施工管理に係る二級の第一次検定又は第二次検定(土木施工管理に係る二級の第二次検定にあつては種別を「鋼構造物塗装」又は「築造仕入」とするものに限る。)に合格した後水道施設工事に関し五年以上実務の経験を有する者</p> <p>四 (略)</p> <p>五 土木一式工事及び水道施設工事に関し十二年以上実務の経験を有する者のうち、水道施設工事に関し八年を超える実務の経験を有する者</p>
消防施設工事業	<p>一 技術検定のうち建築施工管理 電気工事施工管理又は管工事施工管理に係る一級の第一次検定又は第二次検定に合格した後消防施設工事に関し二年以上実務の経験を有する者</p> <p>二 技術検定のうち建築施工管理 電気工事施工管理又は管工事施工管理に係る二級の第一次検定又は第二次検定に合格した後消防施設工事に関し五年以上実務の経験を有する者</p>

業	<p>うら検定種目を二級の土木施工管理又は二級の土木施工管理(種別を「土木」とするものに限る。)とするものに合格した者</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>二 (略)</p> <p>三 土木工事業及び水道施設工事業に係る建設工事に関し十二年以上実務の経験を有する者のうち、水道施設工事業に係る建設工事に関し八年を超える実務の経験を有する者</p>
消防施設工事業	<p>消防法(昭和三十二年法律第百八十六号)第十七条の七第一項の規定による申種消防設備士免状又はこの種消防設備士免状の交付を受けた者</p>

消防施設工事業	<p>二 消防法(昭和三十二年法律第百八十六号)第十七条の七第一項の規定による申種消防設備士免状又はこの種消防設備士免状の交付を受けた者</p>
解体工事業	<p>一 技術検定のうち土木施工管理 建築施工管理 管工事施工管理又は造園施工管理に係る一級の第一次検定又は第二次検定に合格した後清掃施設工事に関し三年以上実務の経験を有する者</p> <p>二 技術検定のうち土木施工管理 建築施工管理 管工事施工管理又は造園施工管理に係る二級の第一次検定又は第二次検定に合格した後清掃施設工事に関し五年以上実務の経験を有する者</p> <p>三 技術士法第四条第一項の規定による第二次試験のうち技術部門を衛生工学部門(選択科目を「廃棄物・資源循環」とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を「廃棄物・資源循環」とするものに限る。)とするものに合格した者</p>
解体工事業	<p>一 技術検定のうち土木施工管理又は建築施工管理に係る二級の第二次検定(土木施工管理に係る二級の第二次検定にあつては種別を「土木」とするものに限る。建築施工管理に係る二級の第二次検定にあつては種別を「建築」又は「躯体」とするものに限る。)に合格した者</p> <p>二 技術検定のうち土木施工管理 建築施工管理若しくは造園施工管理に係る一級の第一次検定又は造園施工管理に係る一級の第二次検定に合格した後解体工事に関し三年以上実務の経験を有する者</p> <p>三 技術検定のうち土木施工管理 建築施工管理又は造園施工管理に係る二級の第一次検定又は第二</p>

清掃施設工事業	<p>技術士法第四条第一項の規定による第二次試験のうち技術部門を衛生工学部門(選択科目を「廃棄物・資源循環」とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を「廃棄物・資源循環」とするものに限る。)とするものに合格した者</p>
解体工事業	<p>一 法第二十七条第二項の規定による第二次検定のうち検定種目を二級の土木施工管理若しくは二級の土木施工管理(種別を「土木」とするものに限る。)又は二級の建築施工管理若しくは二級の建築施工管理(種別を「建築」又は「躯体」とするものに限る。)とするものに合格した者</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

<p>次検定（土木施工管理に係る二級の第二次検定にあつては種別を「鋼構造物塗装」又は「薬液注入」とするものに限る。建築施工管理に係る二級の第二次検定にあつては種別を「仕上げ」とするものに限る。）に合格した後解体工事に関し五年以上実務の経験を有する者</p> <p>四（略）</p> <p>七 土木一式工事及び解体工事に関し十二年以上実務の経験を有する者のうち、解体工事に関し八年を超える実務の経験を有する者</p> <p>八 建築一式工事及び解体工事に関し十二年以上実務の経験を有する者のうち、解体工事に関し八年を超える実務の経験を有する者</p> <p>九 とび、土工・コンクリート工事及び解体工事に関し十二年以上実務の経験を有する者のうち、解体工事に関し八年を超える実務の経験を有する者</p>
---

三・四（略）

（登録の申請）

第七条の四 前条第二号の表及び、土工事業の項第六号若しくは第五号、同表電気工事事業の項第六号又は同表解体工事事業の項第六号の登録（以下この条から第七条の七まで、第七条の十五及び第七条の十八において「登録」という。）は、それぞれ登録地すべり防止工事試験、登録基礎くい工事試験、登録計装試験又は登録解体工事試験（以下「登録技術試験」という。）の実施に関する事務（以下「登録技術試験事務」という。）を行おうとする者の申請により行う。

<p>二（略）</p> <p>三 土木一式工事及び解体工事に関し十二年以上実務の経験を有する者のうち、解体工事に関し八年を超える実務の経験を有する者</p> <p>四 とび、土工・コンクリート工事及び解体工事に関し十二年以上実務の経験を有する者のうち、解体工事に関し八年を超える実務の経験を有する者</p> <p>五 土木一式工事及び解体工事に係る建設工事に関し十二年以上実務の経験を有する者のうち、解体工事事業に係る建設工事に関し八年を超える実務の経験を有する者</p> <p>六 建築一式工事及び解体工事に係る建設工事に関し十二年以上実務の経験を有する者のうち、解体工事事業に係る建設工事に関し八年を超える実務の経験を有する者</p> <p>七 とび、土工事業及び解体工事に係る建設工事に関し十二年以上実務の経験を有する者のうち、解体工事事業に係る建設工事に関し八年を超える実務の経験を有する者</p>
---

三・四（略）

（登録の申請）

第七条の四 前条第二号の表及び、土工事業の項第四号若しくは第五号、同表電気工事事業の項第六号又は同表解体工事事業の項第四号の登録（以下この条から第七条の七まで、第七条の十五及び第七条の十八において「登録」という。）は、それぞれ登録地すべり防止工事試験、登録基礎くい工事試験、登録計装試験又は登録解体工事試験（以下「登録技術試験」という。）の実施に関する事務（以下「登録技術試験事務」という。）を行おうとする者の申請により行う。

2・3（略）

（帳簿の記載等）

第七条の十六（略）

2 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気テープ等に記録され、必要に於て登録技術試験事機機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面又は出力装置の映像面に表示されるときは、当該記録をもつて同項に規定する帳簿への記載に代えることができる。

3・4（略）

（法第十一条第一項の変更の届出）

第九条（略）

2（略）

3 情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して交互届出書を提出する者は、前項の規定にかかわらず、同項第一号に掲げる書類（第四条第三項の国土交通大臣の定める書類に該当するものに限る。）及び同項第二号に掲げる書類（第三条第三項の国土交通大臣が定める書類に限る。）の提出を省略することができる。

（施工体制台帳の記載事項等）

第十四条の二 法第二十四条の八第二項の国土交通法令で定める事項は、次のとおりとする。

一（略）

一 作成建設業者が請け負った建設工事に関する次に掲げる事項

イ（略）

リ 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の二の表の特定技能の在留資格（同表の特定技能の項の

2・3（略）

（帳簿の記載等）

第七条の十六（略）

2 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気テープ等に記録され、必要に於て登録技術試験事機機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて同項に規定する帳簿への記載に代えることができる。

3・4（略）

（法第十一条第一項の変更の届出）

第九条（略）

2（略）

（新設）

（施工体制台帳の記載事項等）

第十四条の二 法第二十四条の八第二項の国土交通法令で定める事項は、次のとおりとする。

一（略）

一 作成建設業者が請け負った建設工事に関する次に掲げる事項

イ（略）

リ 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の二の表の特定技能の在留資格（同表の特定技能の項の

下欄第一号に係るものに限る。)を決定された者(第四号りにおいて「一号特定技能外国人」という。)及び同表の技能実習生の在留資格を決定された者(第四号りにおいて「外国人技能実習生」という。)の従事の状態

三 (略)

四 前号の下請負人が請け負った建設工事に関する次に掲げる事項

イ 子 (略)

リ 一号特定技能外国人及び外国人技能実習生の従事の状態

2 (略)

3 第一項各号に掲げる事項が電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ当該工事現場において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面又は出力装置の映像面に表示されるときは、当該記録をもつて法第二十四条の八第一項に規定する施工体制台帳への記載に代えることができる。

4 第二項各号に掲げる添付書類の記載事項がスキャナにより読み取る方法その他これに類する方法により、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ当該工事現場において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面又は出力装置の映像面に表示されるときは、当該記録をもつて当該添付書類に代えることができる。

(電子申請通知を行うべき事項等)

第十四条の四 (略)

2 8 (略)

9 第三項に規定する書面の写しの記載事項がスキャナにより読み取る方法その他これに類する方法により、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ電子計算機その他の機

下欄第一号に係るものに限る。)を決定された者(第四号りにおいて「一号特定技能外国人」という。)同表の技能実習生の在留資格を決定された者(第四号りにおいて「外国人技能実習生」という。)及び同表の技能実習生の五の者の特定技能の在留資格を決定された者であつて、国土交通大臣が定めるもの(第四号りにおいて「外国人建設就労者」という。)の従事の状態

三 (略)

四 前号の下請負人が請け負った建設工事に関する次に掲げる事項

イ 子 (略)

リ 一号特定技能外国人、外国人技能実習生及び外国人建設就労者の従事の状態

2 (略)

3 第一項各号に掲げる事項が電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ当該工事現場において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて法第二十四条の八第一項に規定する施工体制台帳への記載に代えることができる。

4 第二項各号に掲げる添付書類の記載事項がスキャナにより読み取る方法その他これに類する方法により、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ当該工事現場において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて当該添付書類に代えることができる。

(電子申請通知を行うべき事項等)

第十四条の四 (略)

2 8 (略)

9 第三項に規定する書面の写しの記載事項がスキャナにより読み取る方法その他これに類する方法により、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ電子計算機その他の機

器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて第三項に規定する添付書類に代えることができる。

(特定専門工事の合意の内容及等)

第十七条の六 (略)

2 法第二十六条の三第三項の書面には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 前項第四号の主任技術者が法第二十六条の三第七項第一号に掲げる要件を満たしていることを証する書面

二 (略)

(講習規程の記載事項)

第十七条の十一 法第二十六条の十一第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 十 (略)

十一 第十七条の十四第三項の帳簿その他の講習業務に関する書類の管理に関する事項

十二 (略)

(帳簿)

第十七条の十六 (略)

2 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ当該講習実施機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面又は出力装置の映像面に表示されるときは、当該記録をもつて法第二十六条の十七に規定する帳簿への記載に代えることができる。

3 4 (略)

(講習の実施結果の報告)

第十七条の十八 (略)

器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて第三項に規定する添付書類に代えることができる。

(特定専門工事の合意の内容及等)

第十七条の六 (略)

2 法第二十六条の三第三項の書面には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 前項第四号の主任技術者が法第二十六条の三第六項第一号に掲げる要件を満たしていることを証する書面

二 (略)

(講習規程の記載事項)

第十七条の十一 法第二十六条の十一第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 十 (略)

十一 第十七条の十四第三項の帳簿その他の講習業務に関する書類の管理に関する事項

十二 (略)

(帳簿)

第十七条の十六 (略)

2 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ当該講習実施機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて法第二十六条の十七に規定する帳簿への記載に代えることができる。

3 4 (略)

(講習の実施結果の報告)

第十七条の十八 (略)

2 前項の報告書には、第十七条の十六第一項第四号に掲げる事項を記載した修了者一覧表並びに講義に用いた教材及び試験に用いた問題用紙を添えなければならない。

3 (略)

(帳簿)

第十七条の三十 (略)

2 (略)

3 第一項各号に掲げる事項が電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面又は出力装置の映像面に表示されるときは、当該記録をもつて法第二十七条の十に規定する帳簿への記載に代えることができる。

4 第二項に規定する写真が電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面又は出力装置の映像面に表示されるときは、当該記録をもつて同項の写真に代えることができる。

5 (略)

(資格者証の交付の申請)

第十七条の三十四 法第二十七条の十八第一項の規定による資格者証の交付を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した資格者証交付申請書に交付の申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真でその裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの（以下「資格者証用写真」という。）を添えて、これを国土交通大臣（指定資格者証交付機関が交付等事務を行う場合にあつては、指定資格者証交付機関。第三項、第十七条の三十六第二項並びに第十七条の三十七第一項及び第四項において同じ。）に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、第十七条の十四第一項第四号に掲げる事項を記載した修了者一覧表並びに講義に用いた教材及び試験に用いた問題用紙を添えなければならない。

3 (略)

(帳簿)

第十七条の三十 (略)

2 (略)

3 第一項各号に掲げる事項が電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて法第二十七条の十に規定する帳簿への記載に代えることができる。

4 第二項に規定する写真が電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて同項の写真に代えることができる。

5 (略)

(資格者証の交付の申請)

第十七条の三十四 法第二十七条の十八第一項の規定による資格者証の交付を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した資格者証交付申請書に交付の申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真でその裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの（以下「資格者証用写真」という。）を添えて、これを国土交通大臣（指定資格者証交付機関が交付等事務を行う場合にあつては、指定資格者証交付機関。第十七条の三十四第二項並びに第十七条の三十五第一項及び第四項において同じ。）に提出しなければならない。

一、三 (略)

2 (略)

3 国土交通大臣は、資格者証の交付を受けようとする者に係る機権保存本人確認情報のうち住民票コード以外のものについて、住民基本台帳法第三十条の九の規定によるその提供を受けることができないときは、その者に対し、住民票の抄本又はこれに代わる書面を提出させることができる。

4・5 (略)

(資格者証の記載事項及び様式)

第十七条の三十五 法第二十七条の十八第二項の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 交付を受ける者の氏名、生年月日及び住所

二、九 (略)

2・3 (略)

(資格者証の記載事項の変更)

第十七条の三十六 資格者証の交付を受けている者は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、三十日以内に、国土交通大臣に届け出て、資格者証に該号に係る事項の記載を受け、又は新たに資格者証の交付を申請しなければならない。

一 氏名又は住所を変更したとき。

二 (略)

三 資格者証の交付を受けている者が建設業者の業務に従事している場合にあつては、第十七条の三十四第一項第三号に掲げる事項について変更があつたとき。

2 前項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第二十五号の六による資格者証変更届出書を、前項第三号に該当することとなった場合においては、これに第十七条の三十四第二項第三号に掲げる書面を

一、三 (略)

2 (略)

3 国土交通大臣（指定資格者証交付機関が交付等事務を行う場合にあつては、指定資格者証交付機関。第十七条の三十四において同じ。）は、資格者証の交付を受けようとする者に係る機権保存本人確認情報のうち住民票コード以外のものについて、住民基本台帳法第三十条の九の規定によるその提供を受けることができないときは、その者に対し、住民票の抄本又はこれに代わる書面を提出させることができる。

4・5 (略)

(資格者証の記載事項及び様式)

第十七条の三十五 法第二十七条の十八第二項の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 交付を受ける者の氏名、生年月日、本籍及び住所

二、九 (略)

2・3 (略)

(資格者証の記載事項の変更)

第十七条の三十六 資格者証の交付を受けている者は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、三十日以内に国土交通大臣に届け出て、資格者証に該号に係る事項の記載を受けなければならない。

一 氏名、本籍又は住所を変更したとき。

二 (略)

三 資格者証の交付を受けている者が建設業者の業務に従事している場合にあつては、第十七条の三十二第一項第三号に掲げる事項について変更があつたとき。

2 前項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第二十五号の六による資格者証変更届出書を、前項第三号に該当することとなった場合においては、これに第十七条の三十二第二項第三号に掲げる書面を

添えて、これを提出しなければならない。

4|| 3 (略)

第十七条の三十四条第一項から第四項までの規定は、第一項の交付申請について準用する。

5|| 第一項の新たな資格者証の交付は、当該申請者が現に有する資格者証と引換えに行うものとする。

6|| 第一項の規定により交付を受けた新たな資格者証の有効期間は、その交付を受けた日から起算するものとする。

(資格者証の再交付等)

第十七条の三十七 資格者証の交付を受けている者は、資格者証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、国土交通大臣に資格者証の再交付又は新たな資格者証の交付を申請することができる。

(略)

3|| 2 第十七条の三十四条第一項から第四項までの規定は、第一項の交付申請について準用する。

(略)

4 資格者証を亡失してその再交付又は新たな資格者証の交付を受けた者は、亡失した資格者証を発見したときは、遅滞なく、発見した資格者証を国土交通大臣に返納しなければならない。

5|| 汚損又は破損を理由とする資格者証の再交付又は新たな資格者証の交付は、汚損し、又は破損した資格者証と引換えに行うものとする。

6|| 第一項の規定により交付を受けた新たな資格者証の有効期間は、その交付を受けた日から起算するものとする。

(資格者証の有効期間の更新)

第十七条の三十八 法第二十七條の十八第五項の規定による資格者証の有効期間の更新の申請は、当該資格者証の有効期間の満了の日の三十日前までに新たな資格者証の交付を申請することにより行うものとする。

添えて、これを提出しなければならない。

3 (新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(資格者証の再交付等)

第十七条の三十七 資格者証の交付を受けている者は、資格者証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、国土交通大臣に資格者証の再交付を申請することができる。

2 (新設)

(新設)

3|| 汚損又は破損を理由とする資格者証の再交付は、汚損し、又は破損した資格者証と引換えに新たな資格者証を交付して行うものとする。

4 資格者証を亡失してその再交付を受けた者は、亡失した資格者証を発見したときは、遅滞なく、発見した資格者証を国土交通大臣に返納しなければならない。

(新設)

(新設)

(資格者証の有効期間の更新)

第十七条の三十八 法第二十七條の十八第五項の規定による資格者証の有効期間の更新の申請は、新たな資格者証の交付を申請することにより行うものとする。

る。

2 第十七条の三十四条第一項から第四項までの規定は、前項の交付申請について準用する。

3 (略)

(運用)

第十七条の四十四 第十七条の二十三、第十七条の二十八、第十七条の三十二及び第十七条の三十三の規定は、指定資格者証交付機関について準用する。この場合において、第十七条の二十三中「法第二十七條の四第二項」とあるのは「法第二十七條の十九第五項において準用する法第二十七條の四第二項」と、第十七条の二十八第一項中「法第二十七條の八第一項前段」とあるのは「法第二十七條の十九第五項において準用する法第二十七條の八第一項前段」と、「試験事務規程」とあるのは「交付等事務規程」と、同条第二項中「法第二十七條の八第一項後段」とあるのは「法第二十七條の十九第五項において準用する法第二十七條の八第一項後段」と、第十七条の三十二中「法第二十七條の十三第二項」とあるのは「法第二十七條の十九第五項において準用する法第二十七條の十三第二項」と、同条第一号並びに第十七条の三十三第一号及び第二号中「試験事務」とあるのは「交付等事務」と、同条中「法第二十七條の十五第三項」とあるのは「法第二十七條の十九第五項において準用する法第二十七條の十五第三項」と読み替えるものとする。

(帳簿の記載等)

第十八条の十六 (略)

2 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に輸入されたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ登録簿技能者講習実施機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面又は出力装置の紙面に表示されるときは、当該記録をもつて同項に規定する帳簿への記載に代えることができる。

る。

2 第十七条の三十二第一項から第四項までの規定は、前項の交付申請について準用する。

3 (略)

(運用)

第十七条の四十四 第十七条の二十一、第十七条の二十六、第十七条の三十一及び第十七条の三十一の規定は、指定資格者証交付機関について準用する。この場合において、第十七条の二十一中「法第二十七條の四第二項」とあるのは「法第二十七條の十九第五項において準用する法第二十七條の四第二項」と、第十七条の二十六第二項中「法第二十七條の八第一項前段」とあるのは「法第二十七條の十九第五項において準用する法第二十七條の八第一項前段」と、「試験事務規程」とあるのは「交付等事務規程」と、同条第二項中「法第二十七條の八第一項後段」とあるのは「法第二十七條の十九第五項において準用する法第二十七條の八第一項後段」と、第十七条の三十中「法第二十七條の十三第二項」とあるのは「法第二十七條の十九第五項において準用する法第二十七條の十三第二項」と、同条第一号並びに第十七条の三十一第一号及び第二号中「試験事務」とあるのは「交付等事務」と、同条中「法第二十七條の十五第三項」とあるのは「法第二十七條の十九第五項において準用する法第二十七條の十五第三項」と読み替えるものとする。

(帳簿の記載等)

第十八条の十六 (略)

2 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に輸入されたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ登録簿技能者講習実施機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて同項に規定する帳簿への記載に代えることができる。

3. 4 (略)

(帳簿)

第二十一条の八 (略)

2 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じて登録簿管理状況分析機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面又は出力装置の映像面に表示されるときは、当該記録をもつて法第二十七条の三十二において準用する法第二十六条の十七に規定する帳簿への記載に代えることができる。

3. 4 (略)

(准用)

第二十一条の十、第十七条の五、第十七条の十三から第十七条の十五まで及び第十七条の十七の規定は登録簿管理状況分析機関について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十七条の五	(略)	(略)
	(略)	(略)
第十七条の十三	(略)	(略)
第十七条の十三及び 第十七条の十七 (見出しを含む。)	(略)	(略)
第十七条の十四	(略)	(略)

3. 4 (略)

(帳簿)

第二十一条の八 (略)

2 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じて登録簿管理状況分析機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて法第二十七条の三十二において準用する法第二十六条の十七に規定する帳簿への記載に代えることができる。

3. 4 (略)

(准用)

第二十一条の十、第十七条の五、第十七条の十一から第十七条の十三まで及び第十七条の十五の規定は登録簿管理状況分析機関について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十七条の五	(略)	(略)
	(略)	(略)
第十七条の十一	(略)	(略)
第十七条の十一及び 第十七条の十五 (見出しを含む。)	(略)	(略)
第十七条の十二	(略)	(略)

第十七条の十五第一項	(略)	(略)
第十七条の十七	(略)	(略)
	(略)	(略)

(帳簿の記載事項等)

第二十六条 (略)

2. 5 (略)

6 第一項各号に掲げる事項が電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じて当該営業所において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面又は出力装置の映像面に表示されるときは、当該記録をもつて法第四十条の三に規定する帳簿への記載に代えることができる。

7 第二項各号に掲げる書類がスキマナにより読み取る方法その他これに類する方法により、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じて当該営業所において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面又は出力装置の映像面に表示されるときは、当該記録をもつて同項各号に規定する添付書類に代えることができる。

8 第五項各号に掲げる図書が電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じて当該営業所において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面又は出力装置の映像面に表示されるときは、当該記録をもつて同項各号の図書に代えることができる。

(権限の委任)

第三十条 法、令及びこの省令に規定する国土交通大臣の権限のうち、

第十七条の十三第一項	(略)	(略)
第十七条の十五	(略)	(略)
	(略)	(略)

(帳簿の記載事項等)

第二十六条 (略)

2. 5 (略)

6 第一項各号に掲げる事項が電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じて当該営業所において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて法第四十条の三に規定する帳簿への記載に代えることができる。

7 第二項各号に掲げる書類がスキマナにより読み取る方法その他これに類する方法により、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じて当該営業所において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて同項各号に規定する添付書類に代えることができる。

8 第五項各号に掲げる図書が電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じて当該営業所において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて同項各号の図書に代えることができる。

(権限の委任)

第三十条 法、令及びこの省令に規定する国土交通大臣の権限のうち、

次に掲げるもの以外のものは、建設業者、法第三条第一項の許可を受けようとする者、譲受人、合併存続法人等、分別承継法人若しくは相続人の主たる営業所の所在地、法第七条第二号ハ、法第十五条第二号ハ若しくは第七条第一号ハの認定若しくは法第二十七条第五項の合格証明書の交付を受けようとする者若しくは令第四十一条第一項の規定により合格を取り消された者の住所地又は建設業者団体の主たる事務所の所在地を管轄する地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、法第十九条の六第二項から第四項まで（同項については、同条第三項の物指に関する部分に限る。）、法第二十五条の二十七第三項、法第二十七条の三十八、法第二十七条の三十九第二項、法第二十八条第一項、第三項及び第七項、法第二十九条、法第二十九条の二第一項、法第二十九条の三第三項、法第二十九条の四、法第三十一条第一項、法第四十一条並びに法第四十一条の二（第五項を除く。）並びに第二十三条第五項の規定に基づく権限については、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。

一〇十六（略）

一〇七、一〇八（略）

十九 登録講習実施機関及び登録講習状況分析機関に関する第十七条の四（第十七条の五（第二十一条の十において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）、第十七条の十三及び第十七条の十七（第二十一条の十においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第十七条の十八第一項、第二十一条の六第二号並びに第二十一条の九第一項の規定による権限

二十 指定試験機関及び指定資格者証交付機関に関する第十七条の二十一第一項、第十七条の二十三（第十七条の四十四において準用する場合を含む。）、第十七条の二十四第一項、第十七条の二十六、第十七条の二十八（第十七条の四十四において準用する場合を含む。）、第十七条の二十九、第十七条の三十二第一項、第十七条の三十二及び第十七条の三十三（第十七条の四十四においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第十七条の四十第一項、第十七条の四

四十二並びに第十七条の四十三の規定による権限

二十一 資格者証に関する第十七条の三十四第一項及び第三項（第十七条の三十八第二項において準用する場合を含む。）、第十七条の三十五第三項、第十七条の三十六第一項及び第三項並びに第十七条の三十七第一項及び第四項の規定による権限

二十二、二十三、二十四（略）

2 (略)

次に掲げるもの以外のものは、建設業者、法第三条第一項の許可を受けようとする者、譲受人、合併存続法人等、分別承継法人若しくは相続人の主たる営業所の所在地、法第七条第二号ハ、法第十五条第二号ハ若しくは第七条第一号ハの認定若しくは法第二十七条第五項の合格証明書の交付を受けようとする者若しくは令第四十一条第一項の規定により合格を取り消された者の住所地又は建設業者団体の主たる事務所の所在地を管轄する地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、法第十九条の六第二項から第四項まで（同項については、同条第三項の物指に関する部分に限る。）、法第二十五条の二十七第三項、法第二十七条の三十八、法第二十七条の三十九第二項、法第二十八条第一項、第三項及び第七項、法第二十九条、法第二十九条の二第一項、法第二十九条の三第三項、法第二十九条の四、法第三十一条第一項、法第四十一条並びに法第四十一条の二（第五項を除く。）並びに第二十三条第五項の規定に基づく権限については、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。

一〇十六（略）

一〇七、一〇八（略）

十九 登録講習実施機関及び登録講習状況分析機関に関する第十七条の四（第十七条の五（第二十一条の十において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）、第十七条の十一及び第十七条の十五（第二十一条の十においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第十七条の十六第一項、第二十一条の六第二号並びに第二十一条の九第二項の規定による権限

二十 指定試験機関及び指定資格者証交付機関に関する第十七条の二十一第一項、第十七条の二十一（第十七条の四十二において準用する場合を含む。）、第十七条の二十二第二項、第十七条の二十四、第十七条の二十六（第十七条の四十二において準用する場合を含む。）、第十七条の二十七、第十七条の二十九第一項、第十七条の三十及び第十七条の三十一（第十七条の四十二においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第十七条の三十八第一項、第十七条の四

十並びに第十七条の四十一の規定による権限

二十一 資格者証に関する第十七条の三十二第一項及び第三項（第十七条の三十六第二項において準用する場合を含む。）、第十七条の三十三第三項、第十七条の三十四第一項及び第三項並びに第十七条の三十五第一項及び第四項の規定による権限

二十二、二十三、二十四（略）

2 (略)





様式第二十五号の五 (第十七条の三十五関係)

(表面)

氏名	年月日生
住所	年月日生
写真	交付番号 年 月 日 交付 年 月 日 号
	監理技術者資格者証
	令和 年 月 日 まで有効
国土交通大臣 指定資格者証交付機関代表者	
有する資格	許可番号
登録者の種別	有・無

国土交通省 国土交通省 国土交通省

(裏面)

交付番号	号	交付年月日
氏名	生年月日	
登録者種別		
資格		
種別		
種別		
種別		
種別		
種別		

備考 相対スライスを極め込むこと。

様式第二十五号の五 (第十七条の三十三関係)

(表面)

氏名	年月日生
住所	年月日生
写真	交付番号 年 月 日 交付 年 月 日 号
	監理技術者資格者証
	令和 年 月 日 まで有効
国土交通大臣 指定資格者証交付機関代表者	
有する資格	許可番号
登録者の種別	有・無

国土交通省 国土交通省 国土交通省

(裏面)

交付番号	号	交付年月日
氏名	生年月日	
登録者種別		
資格		
種別		
種別		
種別		
種別		

備考 1. 「本籍」の欄は、本籍地の所在する都道府県名(日本の国境を有しない国にあつては、その者が有する国籍)を記載すること。 2. 相対スライスを極め込むこと。

様式第二十五号の六 (第十七条の三十六関係)

国土交通省 国土交通省 国土交通省

1. 交付番号

2. 交付年月日

3. 氏名

4. 生年月日

5. 住所

6. 資格

7. 登録者種別

8. 登録者種別

9. 登録者種別

10. 登録者種別

11. 登録者種別

12. 登録者種別

13. 登録者種別

14. 登録者種別

15. 登録者種別

16. 登録者種別

17. 登録者種別

18. 登録者種別

19. 登録者種別

20. 登録者種別

21. 登録者種別

22. 登録者種別

23. 登録者種別

24. 登録者種別

25. 登録者種別

26. 登録者種別

27. 登録者種別

28. 登録者種別

29. 登録者種別

30. 登録者種別

31. 登録者種別

32. 登録者種別

33. 登録者種別

34. 登録者種別

35. 登録者種別

36. 登録者種別

37. 登録者種別

38. 登録者種別

39. 登録者種別

40. 登録者種別

41. 登録者種別

42. 登録者種別

43. 登録者種別

44. 登録者種別

45. 登録者種別

46. 登録者種別

47. 登録者種別

48. 登録者種別

49. 登録者種別

50. 登録者種別

51. 登録者種別

52. 登録者種別

53. 登録者種別

54. 登録者種別

55. 登録者種別

56. 登録者種別

57. 登録者種別

58. 登録者種別

59. 登録者種別

60. 登録者種別

61. 登録者種別

62. 登録者種別

63. 登録者種別

64. 登録者種別

65. 登録者種別

66. 登録者種別

67. 登録者種別

68. 登録者種別

69. 登録者種別

70. 登録者種別

71. 登録者種別

72. 登録者種別

73. 登録者種別

74. 登録者種別

75. 登録者種別

76. 登録者種別

77. 登録者種別

78. 登録者種別

79. 登録者種別

80. 登録者種別

81. 登録者種別

82. 登録者種別

83. 登録者種別

84. 登録者種別

85. 登録者種別

86. 登録者種別

87. 登録者種別

88. 登録者種別

89. 登録者種別

90. 登録者種別

91. 登録者種別

92. 登録者種別

93. 登録者種別

94. 登録者種別

95. 登録者種別

96. 登録者種別

97. 登録者種別

98. 登録者種別

99. 登録者種別

100. 登録者種別

様式第二十五号の六 (第十七条の三十四関係)

国土交通省 国土交通省 国土交通省

1. 交付番号

2. 交付年月日

3. 氏名

4. 生年月日

5. 住所

6. 資格

7. 登録者種別

8. 登録者種別

9. 登録者種別

10. 登録者種別

11. 登録者種別

12. 登録者種別

13. 登録者種別

14. 登録者種別

15. 登録者種別

16. 登録者種別

17. 登録者種別

18. 登録者種別

19. 登録者種別

20. 登録者種別

21. 登録者種別

22. 登録者種別

23. 登録者種別

24. 登録者種別

25. 登録者種別

26. 登録者種別

27. 登録者種別

28. 登録者種別

29. 登録者種別

30. 登録者種別

31. 登録者種別

32. 登録者種別

33. 登録者種別

34. 登録者種別

35. 登録者種別

36. 登録者種別

37. 登録者種別

38. 登録者種別

39. 登録者種別

40. 登録者種別

41. 登録者種別

42. 登録者種別

43. 登録者種別

44. 登録者種別

45. 登録者種別

46. 登録者種別

47. 登録者種別

48. 登録者種別

49. 登録者種別

50. 登録者種別

51. 登録者種別

52. 登録者種別

53. 登録者種別

54. 登録者種別

55. 登録者種別

56. 登録者種別

57. 登録者種別

58. 登録者種別

59. 登録者種別

60. 登録者種別

61. 登録者種別

62. 登録者種別

63. 登録者種別

64. 登録者種別

65. 登録者種別

66. 登録者種別

67. 登録者種別

68. 登録者種別

69. 登録者種別

70. 登録者種別

71. 登録者種別

72. 登録者種別

73. 登録者種別

74. 登録者種別

75. 登録者種別

76. 登録者種別

77. 登録者種別

78. 登録者種別

79. 登録者種別

80. 登録者種別

81. 登録者種別

82. 登録者種別

83. 登録者種別

84. 登録者種別

85. 登録者種別

86. 登録者種別

87. 登録者種別

88. 登録者種別

89. 登録者種別

90. 登録者種別

91. 登録者種別

92. 登録者種別

93. 登録者種別

94. 登録者種別

95. 登録者種別

96. 登録者種別

97. 登録者種別

98. 登録者種別

99. 登録者種別

100. 登録者種別

記載要領

1～7 (略)

8 住所に変更があつた場合は、「住所」「郵便番号」「電話番号」のすべてのカラムに変更後の内容を記入すること。その際、「住所」のカラムには、都道府県コードとそれに続く住所を記入すること。「都道府県コード」のカラムには、別表(三)の分類に従い該当するコードを記入し、また、都道府県名に続く郡市区町村名・街区番号・住居番号等については、「丁目」「番」及び「号」をそれぞれ(ハイフン)を用いて、例えば $\square\square\square\square\square\square\square\square\square\square$   $\square\square\square\square$  のように左詰めで記入すること。「電話番号」のカラムには、例えば $\square\square\square\square\square\square\square\square\square\square$  のように左詰めで記入すること。

9・10 (略)

様式第二十五号の七(第十七条の三十七関係)

(略)

(別表)二

コード	資格区分
(略)	(略)
(略)	(略)
1 A	" (附則第4条該当)

記載要領

1～7 (略)

8 住所に変更があつた場合は、「住所」「郵便番号」「電話番号」のすべてのカラムに変更後の内容を記入すること。その際、「住所」のカラムには、都道府県コードとそれに続く住所を記入すること。「都道府県コード」のカラムには、別表(三)の分類に従い該当するコードを記入し、また、都道府県名に続く郡市区町村名・街区番号・住居番号等については、「丁目」「番」及び「号」をそれぞれ(ハイフン)を用いて、例えば $\square\square\square\square\square\square\square\square\square\square$   $\square\square\square\square$  のように左詰めで記入すること。「電話番号」のカラムには、市外局番、局番及び番号をそれぞれ(ハイフン)で区切り、例えば $\square\square\square\square\square\square\square\square\square\square$   $\square\square\square\square$  のように左詰めで記入すること。

9・10 (略)

様式第二十五号の七(第十七条の三十五関係)

(略)

(別表)二

コード	資格区分
(略)	(略)
(略)	(略)
1 A	" (附則第4条該当)

建	1 F	一級建設機械施工管理技士補
	1 2	二級建設機械施工管理技士(第1種～第6種)
	1 B	" (第1種～第6種) (附則第四条該当)
	1 G	二級建設機械施工管理技士補(第1種～第6種)
	1 3	(略)
	1 C	" (附則第4条該当)
	1 H	一級土木施工管理技士補
	1 4	二級土木施工管理技士(土木)
	1 D	" (土木) (附則第4条)
	1 J	二級土木施工管理技士補(土木)
	1 5	二級土木施工管理技士(鋼構造物塗装)
	1 K	二級土木施工管理技士補(鋼構造物塗装)
	設	1 6
1 E		" (薬液注入) (附則)

建	1 2	二級建設機械施工管理技士(第1種～第6種)	
	1 B	" (第1種～第6種) (附則第四条該当)	
	1 3	(略)	
	1 C	" (附則第4条該当)	
	1 4	二級 " (土木)	
	1 D	" (土木) (附則第4条)	
	1 5	" (鋼構造物塗装)	
	設	1 6	" (薬液注入)

	第4条該当)
1 L	二級土木施工管理技士補 (薬液注入)
2 0	(略)
2 A	" (附則第4条該当)
2 C	一級建築施工管理技士補
2 1	二級建築施工管理技士 (建築)
(略)	(略)
2 3	" (仕上げ)
2 D	二級建築施工管理技士補
2 7	一級電気工事施工管理技士
2 E	一級電気工事施工管理技士補
2 8	二級電気工事施工管理技士
2 F	二級電気工事施工管理技士補
2 9	一級管工事施工管理技士
2 G	一級管工事施工管理技士補

業

法

1 E	" (薬液注入) (附則第4条該当)
2 0	(略)
2 A	" (附則第4条該当)
2 1	二級 " (建築)
(略)	(略)
2 3	" (仕上げ)
2 7	一級電気工事施工管理技士
2 8	二級電気工事施工管理技士
2 9	一級管工事施工管理技士

業

法

- 71 -

3 0	二級管工事施工管理技士
3 A	二級管工事施工管理技士補
3 1	一級電気通信工事施工管理技士
3 B	一級電気通信工事施工管理技士補
3 2	二級電気通信工事施工管理技士
3 C	二級電気通信工事施工管理技士補
3 3	一級造園施工管理技士
3 D	一級造園施工管理技士補
3 4	二級造園施工管理技士
3 E	二級造園施工管理技士補

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

(略)	(略)
-----	-----

備考 (略)

(別表) 四

3 0	二級管工事施工管理技士
3 1	一級電気通信工事施工管理技士
3 2	二級電気通信工事施工管理技士
3 3	一級造園施工管理技士
3 4	二級造園施工管理技士

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

(略)	(略)
-----	-----

備考 (略)

(別表) 四

- 72 -

コード	資格区分
-----	------

(略)	(略)
-----	-----

建	111	(略)
	11A	" (附則第4条該当)
	11F	一級建設機械施工管理技士補
	212	二級建設機械施工管理技士 (第1種～第6種)
	21B	" (第1種～第6種) (附則第4条該当)
	21G	二級建設機械施工管理技士補 (第1種～第6種)
	(略)	(略)
	11C	" (附則第4条該当)
	11H	一級土木施工管理技士補
	214	二級土木施工管理技士 (土木)
	21D	(略)

コード	資格区分
-----	------

(略)	(略)
-----	-----

建	111	(略)
	11A	" (附則第4条該当)
	212	二級 " (第1種～第6種)
	21B	" (第1種～第6種) (附則第4条該当)
	(略)	(略)
	11C	" (附則第4条該当)
	214	二級 " (土木)

設

業	211	二級土木施工管理技士補 (土木)
	215	二級土木施工管理技士 (鋼構造物塗装)
	21J	二級土木施工管理技士補 (鋼構造物塗装)
	216	二級土木施工管理技士 (薬液注入)
	21E	" (薬液注入) (附則第4条該当)
	21K	二級土木施工管理技士補 (薬液注入)
	120	(略)
	12A	" (附則第4条該当)
	12C	一級建築施工管理技士補
	221	二級建築施工管理技士 (建築)
	(略)	(略)
	223	" (仕上げ)
	22D	二級建築施工管理技士補
127	一級電気工事施工管理技士	

設

業	21D	(略)
	215	" (鋼構造物塗装)
	216	" (薬液注入)
	21E	" (薬液注入) (附則第4条該当)
	120	(略)
	12A	" (附則第4条該当)
	221	二級 " (建築)
	(略)	(略)
	223	" (仕上げ)
	127	一級電気工事施工管理技士

法	1 2 E	一級電気工事施工管理技士補
	2 2 8	二級電気工事施工管理技士
	2 2 F	二級電気工事施工管理技士補
	1 2 9	一級管工事施工管理技士
	1 2 G	一級管工事施工管理技士補
	2 3 0	二級管工事施工管理技士
	2 3 A	二級管工事施工管理技士補
	1 3 1	一級電気通信工事施工管理技士
	1 3 B	一級電気通信工事施工管理技士補
	2 3 2	二級電気通信工事施工管理技士
	2 3 C	二級電気通信工事施工管理技士補
	1 3 3	一級造園施工管理技士
	1 3 D	一級造園施工管理技士補
	2 3 4	二級造園施工管理技士
	2 3 E	二級造園施工管理技士補

法	2 2 8	二級	〃	
	1 2 9	一級管工事施工管理技士		
	2 3 0	二級	〃	
	1 3 1	一級電気通信工事施工管理技士		
	2 3 2	二級	〃	
	1 3 3	一級造園施工管理技士		
	2 3 4	二級	〃	

(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	

備考 (略)

(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	

備考 (略)

第四条 建設業法施行規則の一部を次のように改正する。

第七条の三第二号の表中「種別」を「検定種別」に改める。

第十七条の二十中「第三十九条」を「第三十六条」に改める。

第十七条の三十第二項中「第四条第一項第六号及び第四条の二第一項第六号」を「第七条第一項第二号及び第八条第一号第七号」に改める。

第十八条（見出しを含む。）中「第四十五条」を「第四十二条」に改める。

第三十条第一項中「第四十一条第一項の」を「第三十八条第一項の」に改め、同項第十五号中「第三十四条第三項、令第三十六条第一項第四号、令第三十七条第一項第二号並びに第二項第一号ロ及び第二号ロ、令第三十八条、令第三十九条、令第四十一条第一項並びに令第四十二条第一項」を「第三十六条、令第三十八条第一項及び令第三十九条第一項」に改め、同項第十六号中「第四十五条第二号」を「令第四十二条第二号」に改め、同項第二十一号中「第十七条の三十四第一項及び第三項（一）の下に「第十七条の三十六第四項、第十七条の三十七第三項及び」を加える。

- 77 -

#### 附 則

##### （施行期日）

第一条 この省令は、建設業法施行令の一部を改正する政令の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条及び第三条（建設業法施行規則第五条、第七条の十六第二項、第九条第三項、第十四条の二第一項、第三項及び第四項、第十四条の四第九項、第十七条の六第二項第一号、第十七条の十二第十一号、第十七条の十六第二項、第十七条の十八第二項、第十七条の三十第三項及び第四項、第十七条の三十六第一項第三号及び第二項、第十七条の三十八第二項、第十七条の四十四、第十八条の十六第二項、第二十一条の八第二項、第二十一条の十、第二十六条第六項から第八項まで並びに第三十条第一項第十九号から第二十一号までの改正規定に限る。）並びに附則第六条の規定 公布の日

二 第三条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。） 令和五年七月一日

三 附則第四条の規定 令和六年一月一日

##### （経過措置）

第二条 この省令の施行前に交付した第二条の規定による改正前の施工技術検定規則様式第六号による合格証明書は、第二条の規定による改正後の施工技術検定規則（以下「第二条改正後施工技術検

- 78 -

定規則」という。)様式第六号による合格証明書とみなす。

第三条 建設業法施行規則等の一部を改正する省令(令和二年国土交通省令第七十号)の施行の日からこの省令の施行の日までの間に建設業法第二十七条第五項の規定により合格証明書の交付を受けていた者から第二条改正後施工技術検定規則第十五条第二項の規定による合格証明書の書換え又は第二条改正後施工技術検定規則第十六条の規定による合格証明書の再交付の申請があつた場合に交付する合格証明書の様式は、第二条改正後施工技術検定規則様式第六号の様式にかかわらず、次の様式によるものとする。

附則様式(イ)(附則第3条関係)

番 号	
1級技術検定(第一次検定)合格証明書	
氏 名	写 真
年 月 日生	
建設業法の規定に基づく	に関する1級の第一次検定に合格した
ことを証し、1級	技士補と称することを認める。
年 月 日	
国土交通大臣	
印	



附則様式（ロ）（附則第3条関係）

		番 号
1級技術検定（第二次検定）合格証明書		
氏 名		写真
年 月 日生		
建設業法の規定に基づく		に関する1級の第二次検定に合格した
ことを証し、1級		技士と称することを認める。
年 月 日		
国土交通大臣		印

- 18 -

附則様式（ハ）（附則第3条関係）

		番 号
2級技術検定（第一次検定）合格証明書		
氏 名		写真
年 月 日生		
建設業法の規定に基づく		に関する2級の第一次検定に合格した
ことを証し、2級		技士補と称することを認める。
年 月 日		
国土交通大臣		印

- 28 -

附則様式（二）（附則第3条関係）

番 号	
2級技術検定（第二次検定）合格証明書	
氏 名	写 真
年 月 日 生	
建設業法の規定に基づく に関する2級の第二次検定に合格した	
ことを証し、2級 技士と称することを認める。	
年 月 日	
国土交通大臣	
印	

（準備行為）

第四条 第一次検定又は第二次検定（いずれも指定試験機関が第一次検定又は第二次検定を受けようとする者からの技術検定受検申請書の受理に関する事務を行うものを除く。）を受けようとする者は、この省令の施行の日前においても、第二条改正後施工技術検定規則第七条第一項又は第八条第一項の規定の例により、その申請を行うことができる。

2 国土交通大臣は、前項の規定による申請があつた場合には、この省令の施行の日前においても、第二条改正後施工技術検定規則第十条第一項の規定の例により、第二条改正後施工技術検定規則第四条から第六条までに定める受検資格があると認めたと者に受検票の交付をするものとする。

(建設業法施行規則及び施工技術検定規則の一部を改正する省令の一部改正)

第五条 建設業法施行規則及び施工技術検定規則の一部を改正する省令(平成二十一年国土交通省令第四十五号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、当該規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
<p>311.2 附則 (略)</p> <p>この省令の施行前に建設業法第二十七条第三項の規定により合格証明書の交付を受けていた者から新規則第十四条第二項の規定による合格証明書の書換え又は新規則第十一条の規定による合格証明書の再交付の申請があった場合に交付する合格証明書の様式については、新規則別記様式第六号の様式にかかわらず、次の様式によるものとする。</p> <p>別記様式(イ) (別則第三項関係)</p> <div data-bbox="239 1646 742 1993" style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p style="text-align: center;">建設業法施行規則</p> <p style="text-align: center;">氏名</p> <p style="text-align: center;">年 月 日生</p> <p>建設業法の規定に基づき、<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">ここに署名</span>に附する1級の技術検定に合格した</p> <p>ことを証し、<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">ここに署名</span> 技士と訂することを認める。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">国土交通大臣 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">ここに署名</span></p> </div>	<p>311.2 附則 (略)</p> <p>この省令の施行前に建設業法第二十七条第三項の規定により合格証明書の交付を受けていた者から新規則第十四条第二項の規定による合格証明書の書換え又は新規則第十一条の規定による合格証明書の再交付の申請があった場合に交付する合格証明書の様式については、新規則別記様式第六号の様式にかかわらず、なお従前の例による。</p>

附則様式（ロ）（附則第3項関係）

印 号	
2級技術士認定合格証明書	
氏 名	
年 月 日生	
建設業法の規定に基づき	に関する2級の技術士認定に合格した
ことを証し、2級	技士と称することを認める。
年 月 日	
国土交通大臣	印

（建設業法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第六条 建設業法施行規則等の一部を改正する省令の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを加える。

改正後	改正前
<p>附則 (経過措置) 第二条 (陸) 2・3 (陸)</p> <p>4   この省令の施行前に交付した改正前の施工技術検定期則様式第六号による合格証明書は、新施工技術検定期則様式第六号による合格証明書とみなす。</p> <p>5   建設業法施行規則及び施工技術検定期則の一部を改正する省令(平成二十一年国土交通省令第四十五号)の施行の日から一部施行日までの間に建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律第一条の規定による改正前の建設業法第二十七条第三項の規定により合格証明書の交付を受けていた者から新施工技術検定期則第十条第二項の規定による合格証明書の書換え又は新施工技術検定期則第十一条の規定による合格証明書の再交付の申請があつた場合に交付する合格証明書の様式については、新施工技術検定期則別記様式第六号の様式にかかわらず、なお従前の例による。</p>	<p>附則 (経過措置) 第二条 (陸) 2・3 (陸) (新設) (新設)</p>

(建設業法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正)

第七条 建設業法施行規則等の一部を改正する省令の一部を次のように改正する。

次の表により、前条の規定による改正後欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、当該規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	前条の規定による改正後
<p>附則 (経過措置) 第二条 (略) 2、4 (略)</p> <p>5 建設業法施行規則及び施工技術検定規則の一部を改正する省令(平成二十一年国土交通省令第四十五号)の施行の日から一部施行日までの間に建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律第一条の規定による改正前の建設業法第二十七条第三項の規定により合格証明書の交付を受けていた者から新施工技術検定規則第十四条第二項の規定による合格証明書の書換え又は新施工技術検定規則第十一条の規定による合格証明書の再交付の申請があつた場合に交付する合格証明書の様式については、新施工技術検定規則別記様式第六号の様式にかかわらず、次の様式によるものとする。</p>	<p>附則 (経過措置) 第二条 (略) 2、4 (略)</p> <p>5 建設業法施行規則及び施工技術検定規則の一部を改正する省令(平成二十一年国土交通省令第四十五号)の施行の日から一部施行日までの間に建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律第二条の規定による改正前の建設業法第二十七条第三項の規定により合格証明書の交付を受けていた者から新施工技術検定規則第十四条第二項の規定による合格証明書の書換え又は新施工技術検定規則第十一条の規定による合格証明書の再交付の申請があつた場合に交付する合格証明書の様式については、新施工技術検定規則別記様式第六号の様式にかかわらず、なお従前の例による。</p>

附則様式(イ) (附則第2条第5項関係)

1 新施工技術検定合格証明書		証 号
氏名	年 月 日生	写真
建設業法の規定に基づき、 ことさらに、1級 施工と称することを認める。		
年 月 日		印
国土交通大臣		

附則様式(ロ) (附則第2条第5項関係)

2 新施工技術検定合格証明書		証 号
氏名	年 月 日生	写真
建設業法の規定に基づき、 ことさらに、2級 施工と称することを認める。		
年 月 日		印
国土交通大臣		

国不建第42号  
令和5年5月12日

各地方整備局等建設業担当部長 殿  
各都道府県建設業主管部局長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長  
( 公 印 省 略 )

電子契約を行った場合の施工体制台帳の取扱いに関するガイドラインについて

建設工事の請負契約は、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第19条第3項の規定により、一定の要件を満たす場合には、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うこと（以下「電子契約」という。）が可能とされております。

今般、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。）第14条の2第2項第1号の規定により、法第24条の8第1項の規定により作成した施工体制台帳に添付しなければならない法第19条第1項及び第2項の規定による書面の写しについて、その対象となる請負契約が電子契約の場合における取扱いを明確化するため、別紙のとおり、「電子契約を行った場合の施工体制台帳の取扱いに関するガイドライン」を作成しましたので、通知いたします。

貴職におかれましては、十分留意の上、事務処理等に当たって遺漏のないよう適切な御対応をお願いいたします。

なお、「電子契約を行った場合の施工体制台帳の取扱いに関するガイドラインについて」（平成17年国総入企第31～34号）は、廃止いたします。

## 電子契約を行った場合の施工体制台帳の取扱いに関するガイドライン

令和5年5月12日

国土交通省

### 1. はじめに

建設工事の請負契約は、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第19条第3項の規定により、一定の要件を満たす場合には、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うこと（以下「電子契約」という。）も可能とされている。

本ガイドラインは、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。）第14条の2第2項第1号の規定により、法第24条の8第1項の規定により作成した施工体制台帳に添付しなければならない法第19条第1項及び第2項の規定による書面（以下「請負契約書」という。）の写しについて、その対象となる請負契約が電子契約の場合における取扱いを明確化するものである。

### 2. 施工体制台帳への電子契約書の添付について

施工体制台帳の添付書類は、規則第14条の2第4項の規定により、その記載事項が電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ当該工事現場において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面又は出力装置の映像面に表示されるときは、書面での添付に代えることができることとされている。

このため、施工体制台帳が書面で作成されている場合であっても、電子契約を行った場合の請負契約書の写し（以下「電子契約書」という。）が、PCやタブレット端末等のストレージや、CD-ROM、USB等の記録媒体に保存され、必要に応じ、工事現場においてPCやタブレット端末の画面上に表示できるときは、当該電子契約書を印刷して施工体制台帳に書面で添付することを要しない。

また、電子契約書が、本社・営業所に備えられたサーバやASPサーバ等の工事現場とは異なる場所に保存されている場合であっても、必要に応じ工事現場において当該サーバ等に保管されている電子契約書にアクセスし、PCやタブレット端末の画面上に表示できる場合には同様の取扱いとして差し支えない。

※ ASP：Application Service Provider の略。ネットワーク経由でアプリケーションの機能を提供するサービス。

### 3. 電子契約を行った場合の公共工事発注者に提出する施工体制台帳に添付する電子契約書の写しの取扱いについて

建設業者は、発注者から直接公共工事を請け負った場合において、当該公共工事を施工するために下請契約を締結したときは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第15条第2項の規定により、当該公共工事の発注者に対して、施工体



制台帳（添付書類を含む。以下同じ。）の写しを提出しなければならないこととされている。

発注者が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項の規定に基づき、施工体制台帳の写しを電子情報処理組織を使用する方法により提出することを認めている場合にあっては、当該方法により提出することが可能である。

一方で、発注者が、施工体制台帳を書面で提出することを求めている場合には、その添付書類である電子契約書は、以下の2つの条件を満たすことが求められる。

- ① 電子契約書の内容が紙面に印刷され、施工体制台帳の写しに添付されていること。
- ② 電子契約書の内容と①において紙面に印刷された内容に相違ない旨が、直接公共工事を請け負った建設業者の現場代理人の署名により誓約されている書面が添付されていること。